

1 下請代金支払遅延等防止法の内容

(1) 本法制定の趣旨

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法第 19 条の規定に違反するおそれがある行為であるが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある。この認定は、最終的には、同法の審査審判手続によって行われることになるが、この手続によるときは、相当の期間を要し問題解決の時機を失するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられる。

また、下請取引の性格上、下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告することは、余り期待できない。

したがって、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、下請代金支払遅延等防止法（以下「本法」という。）が、昭和 31 年に独占禁止法の特別法として制定された。

すなわち、本法は、適用対象を明確にするとともに、優越的地位の濫用行為及び違反行為の排除措置の内容を具体的に法定するなど独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図ろうとするものである。

また、本法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るという目的から中小企業関係法としての性格も併せ有しており、中小企業政策の重要な柱となっている。

なお、本法は、制定以来、物品の製造委託と修理委託を対象とする法体系を採ってきたが、経済のソフト化・サービス化の流れを受けて、平成 15 年に法改正が行われた。これにより、ソフトウェアやテレビ番組等の情報成果物の作成委託及び運送やビルメンテナンス等の役務の提供委託も新たに本法の対象となっているので注意が必要である。

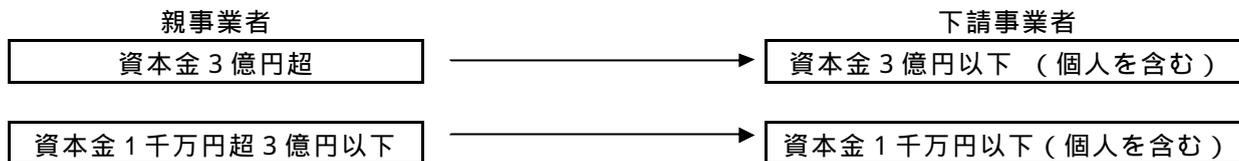
(2) 本法の概要

目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

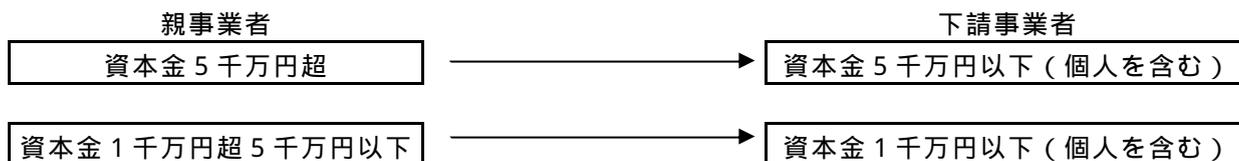
親事業者，下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託

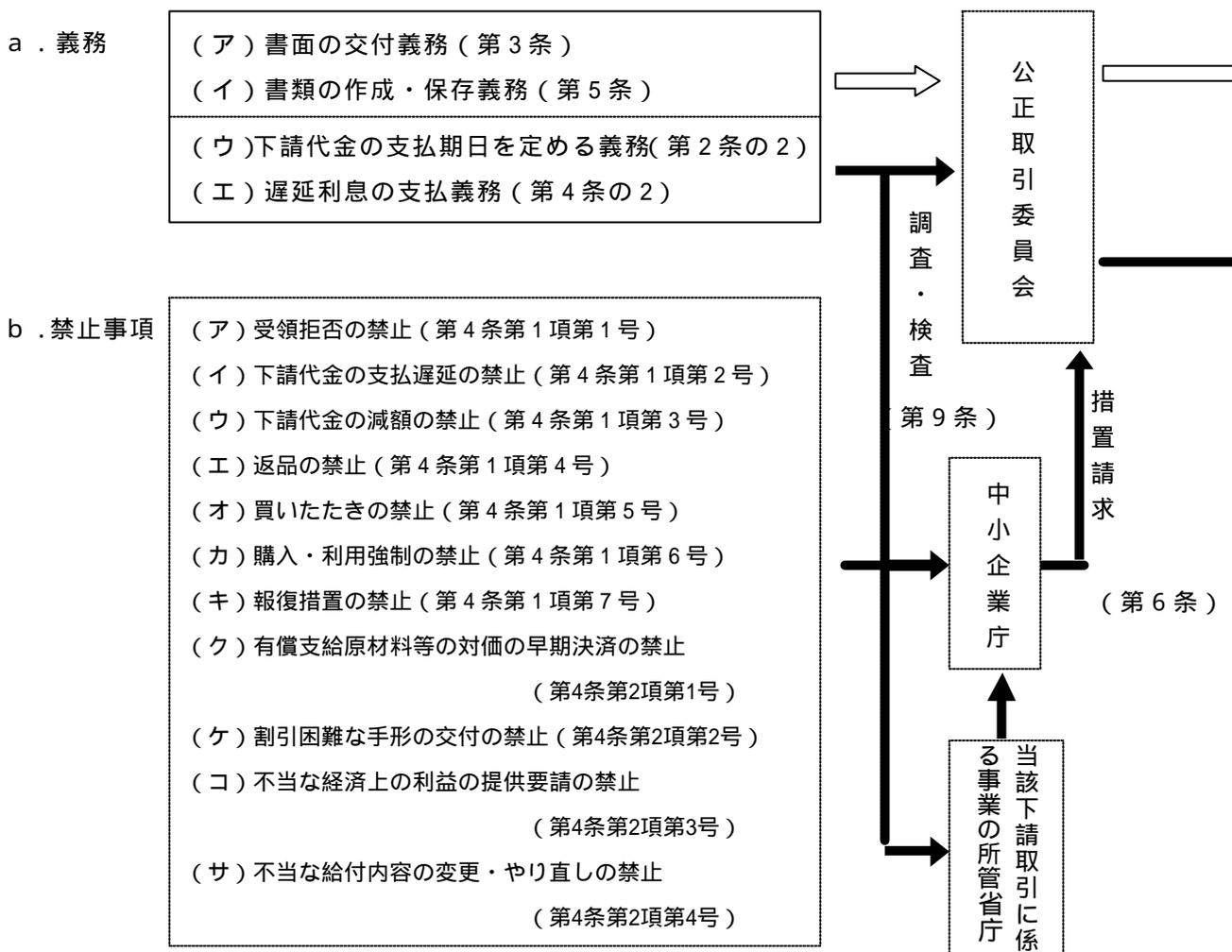


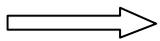
政令で定める情報成果物作成委託...プログラム
 政令で定める役務提供委託...運送，物品の倉庫における保管，情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く）



親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）並びに調査権（第9条）及び排除措置（第7条）





ア．違反したときは50万円以下の罰金（第10条）

違反行為に対する勧告措置（第7条）



イ．下請事業者が被った不利益の原状回復措置

（ア）受領拒否…受領するよう勧告

（イ）支払遅延…支払うよう勧告
遅延利息（年14.6%）を支払うよう勧告

（ウ）下請代金の減額…減じた額を支払うよう勧告

（エ）返品…返品したものを引き取るよう勧告

（オ）買ったとき…下請代金を引き上げるよう勧告

（カ）購入・利用強制…購入させた物を引き取るよう勧告

（キ）報復措置…不利益な取扱いをやめるよう勧告

（ク）早期決済

（ケ）割引困難な手形

（コ）不当な利益の提供要請

（サ）不当なやり直し等

} 下請事業者の利益を保護するために
必要な措置を採るよう勧告

ウ．その他必要な措置（例）

本法遵法管理体制を確立するよう勧告

本法遵守マニュアルの作成及び社内に周知徹底するよう勧告

その他必要な再発防止措置を採るよう勧告

(3) 本法の適用範囲

ア 親事業者・下請事業者の定義（第2条第7項，8項）

本法は，適用の対象となる下請取引の範囲を 取引当事者の資本金（又は出資金の総額。以下同じ。）の区分と 取引の内容（製造委託，修理委託，情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めており，この二つの条件が重なった取引に本法が適用される。

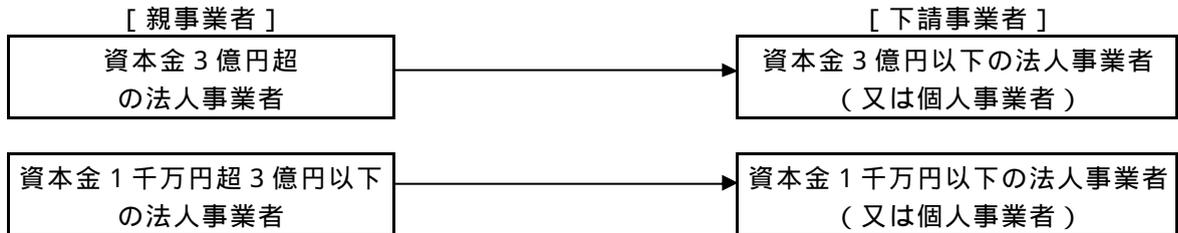
この規定が設けられたねらい

独占禁止法の特別法である本法では，規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い，下請取引に係る親事業者の不当な行為を，より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしている。

規制対象の内容を図示すると次のようになる。

親事業者と下請事業者の範囲

- ・ 物品の製造委託・修理委託
- ・ プログラムの作成委託
- ・ 運送，物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託



- ・ 情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。）
- ・ 役務提供委託（運送，物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）



「プログラムの作成」と「情報処理」の違いについて

「プログラムの作成」とは，電子計算機を機能させて，一の結果を得ることができるように対応する指令を組み合わせたものとして表現したものを作成することをいう。本法ではソフトウェア，例えば，プログラム自体，制作過程のシステム設計書等の作成をいう。

「情報処理」とは，電子計算機を用いて，計算，検索等の作業を行うことで，プログラムの作成に該当しないものをいう。例えば，受託計算サービス，情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって，情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の運用（データ入出力，稼働管理，障害管理，資源管理，セキュリティ管理等）を行うこと等をいう。

イ 製造委託（第2条第1項）

第2条（定義）

この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

「製造委託」とは、事業者（製造業者のほか商社や百貨店などの販売事業者も含まれる。）が他の事業者へ物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む。）を依頼する場合をいう。

「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

「製造」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、「加工」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加することをいう。

「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。物品そのものの製造委託は、一般的に製品外注とか完成品外注と呼ばれている下請取引である。

「半製品」とは、目的物たる物品の製造過程における製造物をいう。

「部品」とは、目的物たる物品にそのままの状態を取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物をいう。

「附属品」とは、目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に附属されることによって、その効用を増加させる製作物をいい、例えば、

商品や製品に付着させる銘板・ラベルなど

商品や製品を使用するときなどに必要な取扱説明書・品質保証書・保護カバー・収納ケースなど

商品や製品と一体として販売される容器包装用の物品

などである。

「原材料」とは、目的物たる物品を作り出すための基になる資材（原料・材料）をいう。

「これらの製造に用いる金型」とは、「物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料」の製造を行うために使用する当該物品等の形状をかたどった金属製の物品をいう。なお、金型の製造を委託した親事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその金型を用いて製造するよう委託する場合の金型も含む。

規格品・標準品を購入することは、原則として製造委託の対象とはならないが、本法の規定では、親事業者が下請事業者へ委託する取引を対象としているので、規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工などをさせた場合には対象となり、さらにカタログ品等でも汎用性が低く、下請事業者が親事業者の委託を受けてから製造することが前提となっているような場合には、「製造委託」に該当する。

また、製造設備を持たず、製造をしていない事業者が、その販売する物品についての製造を他の事業者へ依頼することも「製造委託」に該当する。例えば、製造問屋と呼ばれる卸売業者が製造を依頼すること、大規模小売店等が自社のプライベートブランド商品の製造を依頼することは「製造委託」に該当する。

製造委託は次の4つの類型に分けられる。なお、家屋などの不動産は物品に含まれない。

(類型1) 物品の販売を行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者へ委託する場合

例えば、製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注などがこれに当たる。なお、販売する物品の部品等の製造に必要な金型もこれに当たる。

また、販売する物品の附属品(取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベルなど)の製造を委託する場合もこの類型に含まれる。

事業者が「物品の販売」を行っている場合に、その物品(その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。)の製造(加工を含む。)を委託する場合で、組立外注(製品組立、完成品組立など)、加工外注(機械加工、プレス・板金・製缶加工など)、部品外注(ねじ、スプリングなど)、金型外注などが含まれる。

(類型2) 物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者へ委託する場合

例えば、ある種の製品について受注生産しているもので、その生産の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合はこれに当たる。

事業者が「物品の製造加工」を請け負っている場合に、その物品(その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。)の製造(加工を含む。)を委託する場合。

建築物など不動産の工事請負は、「物品」の製造ではないので、本法の適用の対象とはならない。

(類型3) 物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者へ委託する場合

例えば、自社で修理している機械の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者へ委託する場合はこれに当たる。

(類型4) 自家使用又は自家消費する物品を社内で製造している事業者が、その物品の製造を他の事業者へ委託する場合

例えば、自社の工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者へ委託する場合はこれに当たる。

事業者が、「その使用し又は消費する物品の製造」を業として行う場合、つまり、外部への販売を目的にするのではなく、自家使用又は自家消費する物品の製造を、社会通念上事業の遂行とみることができる程度に反復継続的に行っている場合に、その物品(その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。)の製造(加工を含む。)を他の事業者へ委託する場合をいう。単に製造する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っていることとはならない。

典型的なケースとしては、自家使用又は自家消費する工具・専用機械、製品の運送用の包装・梱包用物品などについて自家製造している場合に、当該工具、機械、物品又はその部品等を他の事業者へ製造委託することが挙げられる。

なお、発注する事業所では自家製造していなくても、他の事業所で当該物品を自家製造していれば「業として」行っていることとなる。

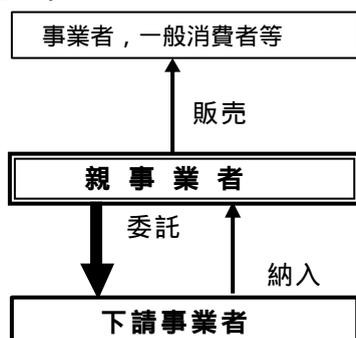
以上の製造委託の4類型をまとめて整理すると、次のようになる。

事業者が、

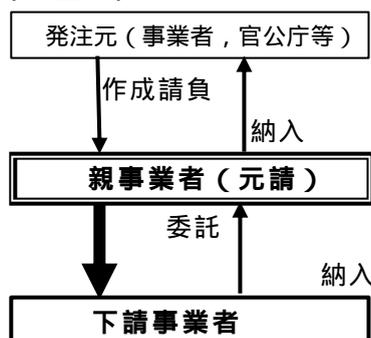
- 類型1  販売の目的物たる物品
 の半製品、部品、附属品、原材料、 の製造に使用する金型
- 類型2  請負の目的物たる物品
 の半製品、部品、附属品、原材料、 の製造に使用する金型
- 類型3  修理に必要な部品、原材料
- 類型4  自家使用・自家消費する物品で自家製造している場合の物品
 の半製品、部品、附属品、原材料、 の製造に使用する金型

の製造（加工を含む。）を、規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して他の事業者へ依頼する場合をいう。

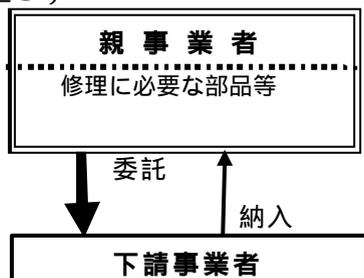
（類型1）



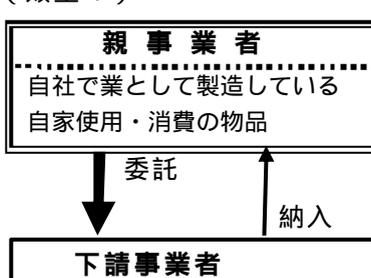
（類型2）



（類型3）



（類型4）



太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

ウ 修理委託（第2条第2項）

第2条（定義）

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。

「修理委託」とは、物品の修理を行う事業者が、その修理を他の事業者に委託すること及びその使用する物品を自家修理している場合、その修理の一部を他の事業者に依頼する場合をいう。

物品の「修理委託」は次の2つの類型に分けられている。なお、家屋などの不動産が物品に含まれないのは、製造委託の場合と同じである。

(類型1) 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

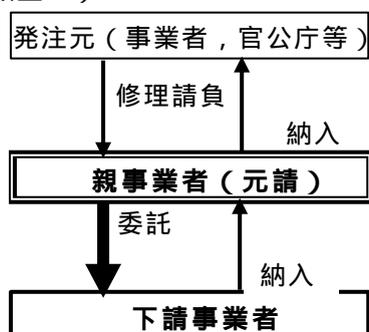
例えば、自動車修理業者が請け負った自動車の修理を他の事業者に委託するような場合がこれに当たる。

(類型2) 自家使用する物品を自家修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合

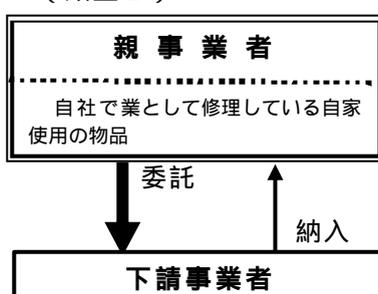
例えば、自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管などの修理を社内でも行っている場合であって、その修理の一部を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

事業者が、「その使用する物品の修理」を業として行う場合、つまり、他から請け負うのではなく、自家使用する物品の修理を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合に、その物品の修理の一部を他の事業者に委託する場合をいう。単に修理する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められない。

(類型1)



(類型2)



太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

工 情報成果物作成委託 (第2条第3項)

第2条 (定義)

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの）

例：テレビゲームソフト，会計ソフト，家電製品の制御プログラム，顧客管理システム

映画，放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

例：テレビ番組，テレビCM，ラジオ番組，映画，アニメーション

文字，図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

例：設計図，ポスターのデザイン，商品・容器のデザイン，コンサルティングレポート，雑誌広告

「情報成果物作成委託」は、次の3つの類型に分けられる。

（類型1）情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、物品等の付属品（例：家電製品の取扱説明書の内容、CDのライナーノーツ）として提供される場合、制御プログラムとして物品に内蔵される（例：家電製品の制御プログラム）場合、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計などを商品に化体して提供する場合（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれる。

情報成果物の提供が、純粋に無償の場合（例：広告宣伝物、リクルートビデオ）には「業として行う提供」には当たらず、類型1には該当しないが、この場合であっても類型3には該当する可能性がある。

（類型1に該当する例）

ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するゲームソフトのプログラムの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

ソフトウェア開発業者が、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。

家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品の取扱説明書の内容の作成を他の事業者に委託すること。

衣料品製造業者が、消費者に販売する衣料品のデザインの作成を他の事業者に委託すること。

不動産会社が、販売用住宅の建設に当たり、当該住宅の建設設計図の作成を設計会社に委託すること。

（類型2）情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは、情報成果物の作成のうち、情報成果物それ自体の作成、当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者に委託することをいう。

なお、情報成果物の作成においては、情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者に委託する場合があります。この場合、当該役務は委託事業者が専ら自ら用いる役務であるので、本法第2条第4項の「役務提供委託」には該当しない（「役務提供委託」については11ページ参照）。

（例）

情報成果物	構成することとなる情報成果物 （作成を委託することが、 本法の対象となる）	作成に必要な役務 （提供を委託することは、 本法の対象とならない）
ゲームソフト	（例） ・プログラム ・映像データ ・BGM等の音響データ ・シナリオ ・キャラクターデザイン	（例） ・監修（情報成果物の作成を伴わないもの）
放送番組	（例） ・コーナー番組 ・番組のタイトルCG ・BGM等の音響データ ・脚本 ・オリジナルテーマ曲の楽譜	（例） ・監督 ・AD ・俳優 ・照明 ・撮影（撮影したデータを納める場合は構成することとなる情報成果物に該当）
アニメーション	（例） ・セル画、背景美術等 ・BGM等の音響データ ・脚本 ・絵コンテ ・キャラクターデザイン ・オリジナルテーマ曲の楽譜	（例） ・監督 ・声優

（類型2に該当する例）

広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビCMの制作を広告制作業者に委託すること。

ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

広告会社が、作成を請け負うポスターデザインの一部の作成をデザイン業者に委託すること。

テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のBGM等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。

テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。

建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。

工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

（類型3）自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物（例：広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホー

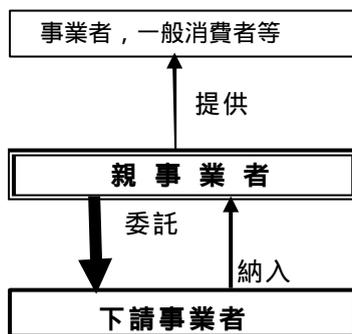
ムページ)の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいう。例えば、社内にシステム部門があっても作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを作成していない場合など、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められない。

(類型 3 に該当する例)

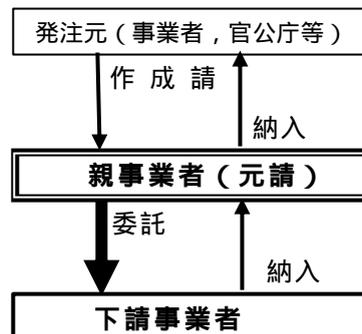
事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

自らデザインを作成している広告会社社が、新製品のデザインコンペ(試作競技)に参加するに当たり、デザインの作成をデザイン業者に委託すること。

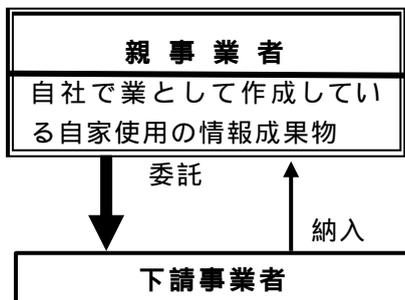
(類型 1)



(類型 2)



(類型 3)



太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

オ 役務提供委託 (第2条第4項)

第2条 (定義)

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

ただし、建設業(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第二項に規定する建設業をいう。)を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は本法の対象とはならない。

「役務提供委託」の類型は、以下のとおりである。

(類型) 役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者
者に委託する場合

「(業として行う)提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断する(例えば、荷主から貨物運送の委託に併せて請け負った梱包作業の委託を再委託に出す場合は対象となる。荷主から梱包作業の委託は請け負っていないが、自らの運送作業に必要である梱包作業を他の事業者に委託に出す場合は対象とはならない。)。

他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば本法の対象とならないが、その役務が他者に販売する物品の一部として提供される場合(例：家電メーカーが販売するソフトウェアに付随して提供するサポートサービス)には対象となる。

なお、本法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためである。

(役務提供委託に該当する例)

貨物利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託すること。

貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託すること。

内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。

自動車ディーラーが、請け負う自動車整備の一部を自動車整備業者に委託すること。

ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの清掃を清掃業者に委託すること。

広告会社が、広告主から請け負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社に委託すること。

ビル管理会社が、ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。

警備会社が、委託を受けた警備業務の一部を他の警備会社に委託すること。

ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。

(自ら用いる役務の委託に該当し、役務提供委託に該当しない例)

ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託すること。

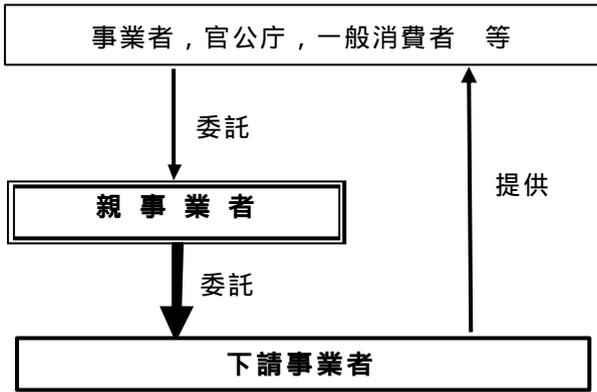
工作機械製造業者が、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託すること。

鉄鋼製造業者が、顧客渡しの条件で販売した鉄鋼を販売先に運送する作業を運送事業者に委託すること。

カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師に委託すること。

プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手に委託すること。

(類型)



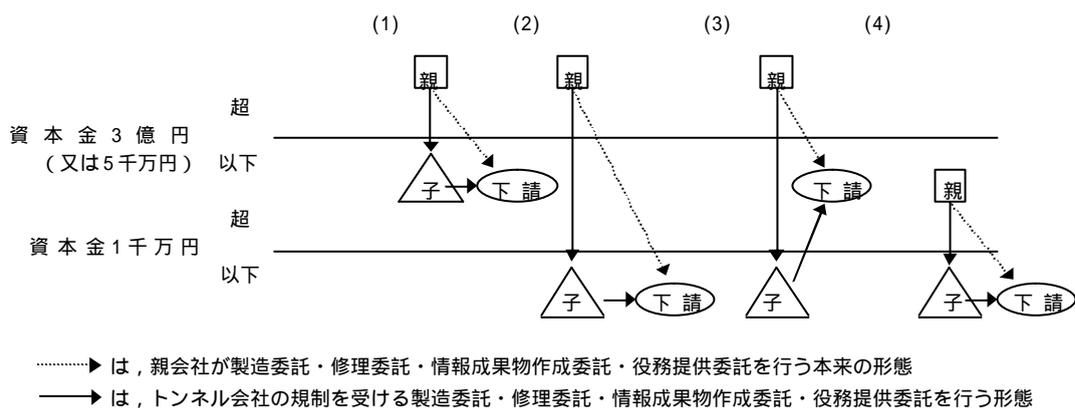
太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

カ トンネル会社の規制 (第2条第9項)

「直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が3億円(又は5千万円)以下の子会社(いわゆるトンネル会社)等を設立し、この子会社が発注者となって委託を行い、本法の規制を免れる」というような脱法的行為を封ずるために、次に掲げる2つの要件を共に充足しているときは、その子会社等が親事業者とみなされ、本法が適用される。

- (ア) 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合(例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合)
- (イ) 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合(例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合)

トンネル会社の説明図



これらの下請取引においては、子会社が親事業者とみなされ、本法の適用を受ける。

本法の適用範囲についてのQ & A

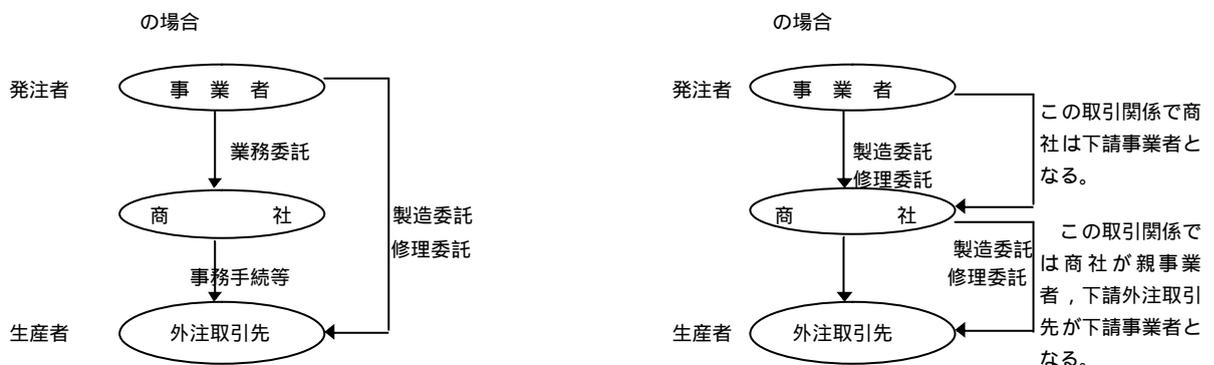
Q 1: 建設工事の請負には本法の適用がないとのことだが、建設業者には本法の適用がないと理解してよいか。

A: 建設工事に係る下請取引には本法は適用されないが、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者へ委託することは製造委託に該当し、また、業として提供する建築物の設計や内装設計を他の事業者へ委託することは情報成果物作成委託に該当する。

Q 2: 外注取引先との取引について、商社が関与することとなった場合、下請事業者には該当するのは商社か、それとも外注取引先か。

A: 商社が本法の資本金区分を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の親事業者又は下請事業者とはならず、発注者が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。したがって、親事業者は商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、本法上の問題を招来しないように商社を指導する必要がある。

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等を行うこととなり、発注者と商社の間で本法の資本金区分を満たす場合には、商社が下請事業者となる。また、商社と外注取引先の間で本法の資本金区分を満たす場合には、当該取引において商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となる。



Q 3: 規格品、標準品の製造を依頼する場合、製造委託に該当するか。

A: いわゆる規格品、標準品であって、広く一般に市販されており、市販品としての購入が可能で、製造依頼が実質的には購入と認められる場合は該当しない。しかし、規格品、標準品であっても親事業者が仕様等を指定して下請事業者にその製造を依頼すれば製造委託に該当する。例えば、規格品の製造の依頼に際し、依頼者の刻印を打つ、ラベルを貼付する、社名を印刷するとか、規格品の針金、パイプ鋼材等を自社の仕様に合わせて一定の長さ、幅に切断するというような作業を行わせた場合等がこれに当たる。

Q 4: 小売業者が納入業者からの商品の企画に関する申出に応じて商品の企画・仕様等について意見を述べた場合、これは製造委託に該当するのか。

A: 小売業者が納入業者からの商品の企画に関する申出に応じて商品の企画・仕様等について意見を述べた場合であっても、例えば、納入業者がこれを踏まえ自主的な判断で仕様等を決定・変更した上で再度小売業者に売り込みを行い、その結果、小売業者が購入を決定した場合など小売業者が仕様等を指定したとは認められない場合には、製造委託には該当しない。ただし、この場合であっても、小売業者が買い取った商品について納入業者に対して一方的に返品等を行うと、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意する必要がある。

Q 5: 小売業者がメーカーブランドの商品(各メーカー等が自ら仕様等を決定し自社ブランドとして販売している商品)を発注し、納入業者が発注を受けてから生産する場合、これは製造委託に該当するのか。

A: 小売業者のメーカーブランド商品の発注については、納入業者が発注を受けてから生産する場合であっても、当該メーカーブランド商品の汎用性が高く、かつ、自社用として変更を加えさせることがない場合には、実質的には購入と認められ、製造委託には該当しない。ただし、この場合であっても、小売業者が買い取った商品について納入業者に対して一方的に返品等を行うと、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意する必要がある。

Q 6: 一般に、企業と弁護士、公認会計士、産業医との契約も、本法の対象となるのか。

A: これらの契約は、一般企業が他に業として提供する役務でないので、役務提供委託に該当せず、本法の対象とはならない。

Q 7: 財団法人、社団法人等の公益法人は、本法の対象となるのか。

A: 出資がなければ対象とはならないが、公益法人であっても出資があれば本法の対象となる。

Q 8: 無償で配布する商品カタログや販促用のポスター、チラシなどの作成を委託することは、本法の対象となるか。

A: 無償で提供する情報成果物の作成(カタログやチラシの原稿、ポスターの原画の作成等)又は物品の製造(カタログ、ポスター、チラシの印刷)を委託する場合には、本法の対象とならない。ただし、これらを自ら反復継続的に製造又は作成する場合は、情報成果物作成委託又は製造委託として本法の対象となる。

Q 9: 当社は自社ホームページの一部を自社で作成し、一部の作成を外注に出しているが、これは本法の対象となるのか。

A: 通常、ホームページは自社の宣伝のために使用するものであるため、自ら使用する情報成果物に当たり、一部を自社で作成しているのだから情報成果物作成委託に該当すると考えられるが、当該外注部分について自社で作成する能力がないような場合には、他の事業者にて作成を委託しても情報成果物作成委託に該当しない。ただし、ホームページ上で有償で提供するコンテンツ(画像等)の作成を他の事業者にて委託する場合には、当該コンテンツは業として提供を行う情報成果物であることから、情報成果物作成委託に該当する。

Q10: 社内に調査部門がありマーケティングを行っており、それに係るアンケート調査等の一部を他の事業者へ委託している場合には、本法の対象となるか。

A: 委託の内容により、考え方は異なる。すなわち、委託の内容がアンケート結果の入力・集計等の情報処理等の役務であるならば、質問の場合には貴社が他に提供するものではないので、本法の対象とはならない。下請事業者の意見等を記載した報告書等の情報成果物の作成を委託しているものならば、当該情報成果物を自社で反復継続的に作成している場合には、本法の対象となる。

Q11: 自社で使用するソフトウェアについて社内のシステム開発部門で作成しているが、特殊な知識が必要な部分があり、専門のシステム開発会社の人に来てもらって社内で作業している場合には、本法の対象となるか。

A: 自社で使用する情報成果物の作成に際して、自ら作成できないものを外注する場合には情報成果物作成委託に該当しない。なお、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、本法の対象とはならない。

Q12: 取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託を併せて行うというような、情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合、下請事業者を画する資本金基準はどう判断すればよいのか。

A: 「3億円又は1千万円」の資本金基準を用いる取引（製造委託、修理委託並びに政令で定める情報成果物作成委託及び役務提供委託）と「5千万円又は1千万円」の資本金基準を用いる取引（政令で定めるものを除く情報成果物作成委託及び役務提供委託）が同時に発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、親事業者と下請事業者の資本金額によっては、一方の取引だけが本法の対象となるということがあり得る。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、いずれかの資本金基準に該当すれば、当該取引は一体として本法の対象となることになる。

Q13: 映画等の制作においては、制作委員会方式が採られる場合が多いが、制作委員会名で映画制作をプロダクションに委託した場合には、制作委員会が親事業者となるのか。

A: 制作委員会が法人格を持つ場合には、出資金の金額が資本金基準の要件を満たせば、制作委員会が親事業者となるが、法人格を持たない場合には、制作委員会に参加している事業者が共同でプロダクションに制作を委託しているので、それぞれの参加事業者ごとに資本金基準を満たせば、それぞれの参加事業者が親事業者となる。なお、この場合、制作委員会名で発注書面を交付することは差し支えない。

Q14: 商品の「設計図」は情報成果物に該当するとのことだが、半導体の回路の設計図、建築工事の工事図面のようなものまでも本法の対象となるのか。

A: これらの設計図、工事図面に従って、半導体、建築物が製造・建築されるものなら、当該設計図、工事図面は、半導体、建築物に化体してユーザーに提供されているものなので、情報成果物作成委託として本法の対象となる。

Q15: メーカーが、ユーザーへの製品の運送を運送業者に外注した場合には、本法の対象となるのか。

A: メーカーがユーザー渡しの契約で製品を販売している場合、運送中の製品の所有権がメーカーにあるときは、当該運送行為は製品の販売に伴い自社で利用する役務であるため、役務提供委託には該当しない。

本法の規制対象となる役務提供委託に該当するのは、他人の所有物の運送を有償で請け負い、他の事業者へ委託する場合に限られる。

Q 16： 景品の製造を委託した場合も本法の対象になるのか。

A： いわゆる景品は、商品に添付されて提供される場合を除き製造委託の類型 1 には当たらないが、自家使用物品として当該景品と同種のもを自社で業として製造している場合は製造委託（類型 4）に該当する。

Q 17： 労働者の派遣を受けることは、本法の対象となるか。

A： 労働者派遣法に基づき労働者の派遣を受けることは、委託取引とは異なるので、本法の対象とはならない。

Q 18： 放送番組に使用する脚本、オリジナルテーマ曲の楽譜の作成は情報成果物作成委託に該当することだが、これらについては、脚本家や作曲家が著作権を持つことから本法の対象とはならないのではないか。

A： 脚本、オリジナルテーマ曲は、情報成果物を構成する情報成果物であり、著作権の有無を問わず、情報成果物作成委託に該当する。

Q 19： 親子会社間の取引にも、本法が適用されるのか。

A： 親子会社間の取引であっても本法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の 50% 超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。

Q 20： 工場内における運送作業は、「製造委託」と「役務提供委託」のどちらに該当するのか。

A： 運送は役務提供委託に該当する行為であるが、例外的に同一工場内における製造工程の一環としての運送（ライン間の仕掛品の移動等）は製造委託に該当する。

Q 21： 医療法人が患者の検査を行い、検査結果の解析を外部に委託する取引は、役務提供委託に該当するのか。

A： 治療行為の参考とするために行われる検査は、医療法人が自ら用いる役務であるので、役務提供委託に該当しないが、人間ドック、健康診断等の委託を受けて行う検査の場合には、その検査結果の解析を委託することは役務提供委託に該当する。

Q 22： 当社は海外で販売しているゲームソフトを国内向けに販売することがあるが、そのためにはまず当該ゲーム内で使用されている言語を日本語に翻訳する必要がある。この翻訳については外注しているのだが、これは情報成果物作成委託に該当するのか。なお、翻訳はペーパーの形で当社に納入される。

A： 翻訳文書は情報成果物であり、また、当該翻訳文書はゲームソフトを構成することとなる情報成果物であるので、情報成果物作成委託に該当する。

Q 23: 放送番組に使用する番組のタイトルCG, BGM等の音響データの作成は情報成果物作成委託に該当するとのことだが, これらについては, プロダクションの人が放送局に来て, ディレクターの指示のままに作業をする場合には, 情報成果物作成委託とはいえないのではないか。

A: 放送局がプロダクションに委託する内容がディレクターの指示のままに作業をすることであれば, それは情報成果物の作成でなく役務の提供であり, 放送局が専ら自ら用いる役務であることから, 本法の対象とはならない(情報成果物作成委託にも役務提供委託にも該当しない。)。なお, それが労働者派遣法の対象となるような場合には, 本法の対象とはならない。

Q 24: いわゆる「取次ぎ」は役務提供委託に該当するか。

A: 直接的に取引当事者とならず, 単に契約事務を代行するものであれば, 本法の対象とはならない。

Q 25: ソフトウェアを販売する事業者が, 販売したソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者
に委託することは役務提供委託に該当するとのことだが, 無償のサポートサービスの場合も含まれる
のか。

A: 顧客に対するサポートサービスの提供は, 直接的には無償に見えても対価は当該ソフトウェアの
販売価格に含まれていると考えられるので, サポートサービスを他の事業者に委託することは役務
提供委託に該当する。

Q 26: 内航海運における定期用船契約や運航委託契約は, 船舶の貸渡し又は運航を委託するものであ
り, 貨物運送を委託する契約ではないが, 運送委託として本法の対象となるのはなぜか。

A: 契約の名目が船舶の貸渡し又は運航の委託であっても, 取引の実態が運送の委託であることから,
役務提供委託に該当するものである。

Q 27: 内航海運の用船契約は役務提供委託に該当するとのことだが, 裸用船契約は含まれないと考えて
よいか。

A: 裸用船契約は運送を委託するものではないので, 役務提供委託には該当しない。

Q 28: 販売目的のソフトウェアを作成するため, コーディング作業等のシステム開発業務支援に係る恒
常的な業務委任契約(特定の情報成果物の作成ではなく, 親事業者の社内に常駐して様々な情報成
果物の作成業務を行う。)を結ぶ場合があるが, 役務の提供をさせていることから情報成果物作成
委託に該当せず, 本法の対象とはならないと考えてよいか。

A: コーディング作業はソフトウェアの作成行為そのものであり, 形式的には業務委任契約により役
務の提供を依頼している場合であっても, 原則として情報成果物作成委託に当たる。発注書面上の
「給付の内容」を個別プログラムごとに記載できないという場合には, 「システム(ソフトウェア)
開発支援業務」等と記載すれば足りるが, この場合には, 業務と同時並行的に親事業者のコンピ
ュータに記録されることをもって瞬間瞬間に受領が発生しているとみなさざるを得ないので, 1 か月
締切制度の場合には締切後 30 日以内に支払期日を定める必要がある。

なお, それが労働者派遣法の対象となるような場合には, 本法の対象とはならない。

Q 29: 有償で販売するポスターの作成を(デザインと印刷の両方を同時に)委託することは従来製造委託と認識していたが、今後ともそれでよいか。仮に情報成果物作成委託にも該当するとした場合、製造委託と情報成果物作成委託とは資本金基準が異なるが、どのように適用されるのか、3条書面は2枚出さなければならないのか、当社は印刷についてしか代金を支払っていないが、デザイン部分について本法違反となってしまうのか。

A: デザインの委託は情報成果物作成委託、印刷の委託は製造委託に該当することとなり、各々の資本金基準に該当した場合、それぞれ本法の対象となる。3条書面は、まとめて記載できるのであれば2枚交付する必要はない。デザイン料については、3条書面上でデザインを委託していることを明確化した上で、その対価について下請事業者と十分協議した上で決定することが必要である(印刷とデザインを一体として対価を決定することは差し支えない。)。

Q 30: 資本金4億円の事業者が資本金1億円の事業者に対して、商品の設計と製造を委託する場合、本法はどのように適用されるのか。

A: 製造委託部分については3億円基準で対象となるが、情報成果物作成委託に該当する商品の設計委託は、5千万円基準のため対象とならない。

Q 31: 当社(資本金2億円)の業種はソフトウェア業なので、本法の対象となる下請事業者の資本金は1千万円以下と考えてよいか。

A: 製造委託、修理委託、プログラムの作成委託及び情報処理の委託については、資本金1千万円以下の事業者との取引が対象となるが、その他の情報成果物作成委託や役務提供委託については資本金5千万円基準の適用を受けるので、5千万円以下の事業者との取引が対象となる。

(4) 親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の4つの義務が課されている。

ア 書面の交付義務

イ 支払期日を定める義務

ウ 書類の作成・保存義務

エ 遅延利息の支払義務

ア 書面の交付義務（第3条）

(ア) 原則的な書面交付の方法

親事業者は、発注に際して下記の具体的記載事項をすべて記載している書面（発注書面、3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

この規定が設けられたねらい

下請取引において口頭による発注は発注内容・支払条件が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、下請事業者が不利益を受けることが多いので、親事業者から発注内容を明確に記載した書面を発注の都度下請事業者に交付させ、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、親事業者が自主的に本法を遵守することを期待し、下請取引の公正化を図るためである。

書面交付は発注の都度必要

書面の交付は、原則として発注の都度必要であるが、下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となる。この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければならない。

なお、通知した書面については、新たな通知が行われるまでの間は有効とすることができる。この場合、通知書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨明記する必要があり、また、親事業者においては、年に1回、社内の購買・外注担当者に対し、通知した書面に記載されている内容について周知徹底を図ることが望ましい。

具体的記載事項

親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）

製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日

下請事業者の給付の内容

下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）

下請事業者の給付を受領する場所

下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日

下請代金の額（算定方法による記載も可）

下請代金の支払期日

手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期

一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日

原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

下請事業者の給付の内容の記載

発注書面に記載する「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務提供委託においては役務）の品目、品種、数量、規格、仕様等である。発注書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

また、主に、情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、委託した情報成果物等に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合がある。この場合において、親事業者が、情報成果物等を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲（例：放送番組の作成委託における1次的放送権の許諾）を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、親事業者は、発注書面に記載する「下請事業者の給付の内容」として、下請事業者が作成した情報成果物等を提供させるとともに知的財産権を譲渡・許諾させること（部分的に譲渡・許諾させる場合には、その範囲、期間等）を明確に記載する必要がある。

算定方法による下請代金の額の記載

発注書面には、下請代金の額として正式単価を具体的な金額で記載しなければならないが、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合（例えば、プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準ごとの作業時間に応じて代金が支払われる場合、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等）であって、算定方法の形であれば正式単価として記載できる場合には、下請代金の額として算定方法を記載することが認められる。

ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と発注書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要がある。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要がある（算定の根拠となる数値についても記載することが望ましい。ただし、発注書面の形での再発行は要さない。）。

なお、算定方法の具体的な記載例としては、次のようなものが考えられる。

試作品の製造委託の場合

時間当たりの労賃単価等を所与とし、所要時間等に応じて価格を決定する算定方法

$$\begin{aligned} & (\text{時間当たりの労賃単価} \quad \text{円} \times \text{所要時間数} X + \text{実際に調達した原材料費} Y \text{円}) \times 1 / \text{歩留} Z (\quad) \\ & + \text{諸経費} (\quad \text{円} + \quad \text{円} + \quad \text{円} + \quad \text{円}) \\ & + \text{一般管理費} (\text{一般管理費を除いた合計} \times \quad \%) \end{aligned}$$

歩留とは、投入された原材料の量とその原材料から実際に産出された品物の量との比率（産出された品物の量 / 投入された原材料）であり、不良品の発生を見込んで、予定数量の生産を達成するために必要とする労賃及び原材料費を下請代金の額に反映させるために設定されるものである。

修理してみないと費用が判明しない修理委託の場合

a 各工程（分解、取替、組立等）における時間当たりの労賃単価等を所与とし、所要時間等に応じて価格を決定する算定方法

$$\begin{aligned} & \text{物品 A の分解工程の時間当たりの労賃単価} \quad \text{円} \times \text{当該工程の所要時間数} \\ & + \text{物品 A の取替工程の時間当たりの労賃単価} \quad \text{円} \times \text{当該工程の所要時間数} \\ & + \text{物品 A の組立工程の時間当たりの労賃単価} \quad \text{円} \times \text{当該工程の所要時間数} \\ & + \text{実際に調達した原材料費} Y \text{円} + \text{出張費} \quad \text{円} \end{aligned}$$

- + 一般管理費（一般管理費を除いた合計 × %）
- b 修理内容の種類に応じて基本料金が定められており，これに下請事業者が修理に要した実費を加えて価格を決定する算定方法
- 修理内容の種類別の基本料金 円 + 下請事業者が修理に要した実費（部品代，交通費等）
原材料費等が外的な要因により変動する場合
- a 為替相場に応じて価格を決定する算定方法
- 工賃 円 + 実際に海外から調達した原材料費 × ドル × 為替レート（下請事業者が調達した時点 月 日の 市場の終値） + 一般管理費（一般管理費を除いた合計 × %）
- b 原材料の相場に応じて価格を決定する算定方法
- 工賃 円 + 原材料 A 金属を下請事業者が調達した時点 月 日の A 金属 市場の終値 × 調達した A 金属の量 + 一般管理費（一般管理費を除いた合計 × %）
- プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準ごとの作業時間に応じて代金が支払われる場合
- A ランク技術者の時間当たりの単価 円 × 当該技術者の所要時間数
- + B ランク技術者の時間当たりの単価 円 × 当該技術者の所要時間数
- + C ランク技術者の時間当たりの単価 円 × 当該技術者の所要時間数
- + 下請事業者が作成に要した実費（交通費， 費， 費）
- 一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合（例：運送委託であって月ごとの運送実績に基づき代金が支払われる場合）
- A 区間における運送の単価 円 × 当該区間の運送回数
- + B 区間における運送の単価 円 × 当該区間の運送回数
- + C 区間における運送の単価 円 × 当該区間の運送回数

注 は具体的数値を記入する。

電子受発注

前記「具体的記載事項」の項目を書面に代えて，下請事業者の承諾を得て，電子メール等の方法で提供することができる（66 ページ参照）。

(1) 例外的な書面の交付方法

発注書面の具体的記載事項のうち，その内容が定められないことにつき正当な理由がある事項がある場合は，当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付することが認められる。ただし，記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに，当該事項を記載した書面を交付する義務がある。

当初書面の交付方法

発注書面の具体的記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には，当該事項を記載せずに，それ以外の事項を記載した書面（当初書面）を交付することが認められる。この場合には，記載しなかった事項について，内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない（ ）。

当初書面に記載する「理由」には，内容が定められない理由を簡潔に記載すればよく，例えば「ユーザーの詳細仕様が未確定であるため」といった記載が考えられる。「予定期日」には，内容を定めることとなる具体的な

日付が分かるように記載する必要があり、例えば「年 月 日」「発注後 日」といった記載が考えられる。

「正当な理由」とは

「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由であり、例えば、以下のような場合には「正当な理由がある」と認められる。具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由がある」とはいえない。

[正当な理由があると認められる例]

ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定することができない場合

広告制作物の作成委託において制作物の具体的な内容が確定していない場合

放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合

製造委託において、親事業者はその基本性能等の概要仕様のみを示して委託を行い、下請事業者が持つ技術により詳細設計を行って具体的な仕様を決定していく場合

補充書面の交付方法

当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要があり、遅くとも納入日までには交付しなければならない。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある（ ）。

当初書面と補充書面の注文番号を同じとしたり、補充書面上に「本文書は 年 月 日付けの文書の補充書面である。」と記載したりする等、当初書面の内容を補充する書面であることが分かればよく、書式・内容は問わない。

仮単価による発注

改正前の本法においては、一定の条件を満たした場合に、正式な単価でないことを明示した上で仮単価による発注を認めていたが、改正法では単価を決められないことについて正当な理由がある場合には単価を記載せずに当初書面を交付することが認められていることから、そのような正当な理由があれば正式な単価でないことを明示した上で具体的な仮単価を記載したり「0円」と表記すること等についても同様に認められる。しかし、このような場合であっても、下請代金の額等が定められない理由及びそれを定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない。また、単価が確定した後は、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付しなければならない。

書面の交付義務についてのQ & A

Q32： 電話で注文をして、後日注文書を交付する方法は問題ないか。

A： 電話のみによる発注は、書面の交付義務違反となる。緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要がある。この場合、直ちに注文書を交付しなければならないことは言うまでもない。

Q33： 算定方法を使用する際には、どのような点に留意したらよいか。

A： 算定方法は、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合（例えば、試作品の製造を委託する場合、修理委託であって修理してみないと修理に要する費用が算定できない場合、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等）であって、算定方法の形であれば正式単価として記載できる場合に使用できる。ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と発注書面とが別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要があり、また、遅くとも最初の代金支払時までには、下請代金の具体的な金額を確定し、下請事業者に対して書面にて通知しておく必要がある（ただし、注文書の形での再発行は要さない。）。

Q34： 当社は、下請事業者に運送委託するに当たり、年間契約を結び、下請代金は単価表に従い毎月の運送実績に応じた額を支払うこととしたいが、本法を遵守するために特に気を付けるべき点は何か。

A： 契約書で1年間の運送を発注し、それに3条書面の必要記載事項がすべて記載されているのであれば、当該契約書を3条書面とすることが可能である。この場合、3条書面は発注後直ちに交付しなければならないので、契約書の締結までに時間を要する場合には、契約とは別に3条書面を交付する必要がある。下請代金の支払期日は、月単位の締切対象期間の末日から60日（2か月）以内の日としなければならない。

また、下請代金の具体的な金額が確定した場合には、当該金額を速やかに下請事業者に対して書面にて通知する必要がある。算定の根拠となる運送実績については、5条書類として記録・保存する必要があるが、下請事業者に対しても下請代金の具体的な金額と併せて通知することが望ましい。5条書類は、毎月の運送実績に応じて作成する必要があるが、当月分の下請代金を支払い、その旨を5条書類に記録した後から2年間保存する必要がある。

Q35： 情報成果物作成委託においては、委託内容のすべてを3条書面に記載することは不可能だが、どの程度詳しく書かなければならないのか。

A： すべてを記載することは困難でも、下請事業者が発注書面を見て「給付の内容」をおおむね理解できる程度に記載することが必要である。

また、発注書面の「給付の内容」の記載は、親事業者として下請事業者に対しやり直し等を求める根拠となるものであるため、必要な限り明確化することが望ましい。

Q36： 発注時に書面に記載することができないことに正当な理由がある事項がある場合には、当初書面には「内容が定められない理由」と「内容を定めることとなる予定期日」を記載することになったが、どの程度詳しく書く必要があるのか。また、やむを得ず「予定期日」が守られなかった場合には、本法上問題となるのか。

A： 「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記述する必要がある。書面に記載する時点で合理的に予測できる期日を記載する必要があるが、結果的に「予定期日」が守られなくても、直ちに本法上問題となるものではない。

Q37： 継続的な運送委託において、契約書を発注書面とすることは可能か。それとも個々の運送を委託する度に発注書面を交付する必要があるのか。

A： 契約書の内容が、発注書面の具体的記載事項がすべて網羅（下請代金の額については算定方法を記載することも可）されていれば、個別の役務提供のたびに発注書面を交付する必要はない。

Q38: 下請事業者に知的財産権が発生する情報成果物作成委託において、当該知的財産権を譲渡させることについては後日契約書で明確化したいと考えているがよいか。

A: 委託した給付の内容に含んで知的財産権を譲渡させる場合には、発注書面にその旨記載し、知的財産権の譲渡対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。なお、委託した給付の内容に含まず、後日、当該知的財産権については譲渡対価を支払って譲渡させるという場合には、発注書面に知的財産権の譲渡についての記載は要しない。

Q39: 当社は、システム開発会社である。メーカーから改正後の本法に対応した発注システムの開発を請け負っている。3条但し書き追加に伴う3条規則改正により、特定事項の「内容を定めることとなる予定期日」の記載が義務付けられたが、次のような記載は適法か。

「 月 日まで」

「発注日から 日以内」

「納入日まで」

「納入月まで」

A: 「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記述する必要がある。

、 は具体的であり認められる。

は具体的だが、本当に納入日まで決まらないのであれば認められるが、そのような実態がない場合は認められない。また、当初書面において納入日を記載していない場合には認められない。

は、具体的な日を特定していないので、認められない。

なお、すべての委託について一律の記載をすることは、真に一律の時期に特定可能となるということであれば可能であるが、通常は認められない。

Q40: 下請事業者に委託する給付の内容は定まっているのだが、ユーザー側の都合により、ユーザーへの引渡代金は定まっていない。この場合、下請代金の額はユーザーへの引渡代金が定まった後で決定することになるが、本法上問題ないか。

A: 下請事業者への下請代金の支払は親事業者が責任を負うべきものであり、ユーザーへの引渡代金が未定であることは理由にならない。ユーザーへの引渡代金の決定時期にかかわらず、発注時に下請代金の額を決定し、納品後60日までに下請代金を支払う必要がある。

Q41: ユーザー側の都合により、下請事業者に委託する給付の内容が定まっておらず、下請代金の額も給付の内容に応じて変わることから決定できない。この場合、下請代金の額は給付の内容が定まった後で決定することになるが、本法上問題ないか。

A: やむを得ない。この場合、「給付の内容」、「下請代金の額」について速やかに決定し、決まりしだい補充書面を交付する必要がある。

Q42: EDIにより発注する場合、システム上、単価欄を空欄で発注することはできないようになっているが、どうしたらよいか。また、実際の単価ではないことを明記した上で、「0円」と表記して発注することは認められるか。

A： 下請事業者と十分協議を行い，0円が実際の単価を意味していないことを明示した上で発注することは問題ない。

Q43： 仮単価は禁止されたのか。

A： 仮単価を書くことが禁止されたのではないが，仮単価を書いた場合であっても，正式な単価が記載されたことにはならないので，「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し，単価が決定した後は直ちに補充書面を交付しなければならない。

Q44： 交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしている場合，交通費の額が不明であるため，発注時点では下請代金の額が確定できない。このような場合，3条書面には，交通費等の諸経費を含まない段階における下請代金の額と，交通費等の諸経費は親事業者が負担する旨が明記してあれば，算定方法による下請代金の額の記載として認められるか。

A： 認められる。この場合，「作成に要した交通費， 費， 費の実費は当社が負担します。」など，具体的に何に係る費用を負担するのかを明確にする必要がある。

Q45： 内航運送業者が船舶貸渡業者に貨物運送を委託するに当たり，運航委託契約書を発注書面とし，下請代金は毎月の荷主から収受する運賃実額から一定率を減じた額とする算定方法を採用することは本法上問題あるか。また，この場合，月末締め翌々月末払いは認められるか。

A： 本法上認められる算定方法は，提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限られるので，運航委託契約による代金決定方法により発注する場合には，運航委託契約の締結時点で（又は1か月の支払対象期間の前日までに），あらかじめ契約期間（又は支払対象期間）中の運航における荷主の運賃単価を下請事業者に示す必要がある。しかし，運航委託においては，スポット的な運航があるため，この条件が満たされない場合がある。

この場合において本法を遵守するためには，個々の運航を給付の内容とし，個々の運航ごとに発注書面を交付することが考えられる（運航委託契約書は，通常，共通記載事項の書面となる。）。しかし，この場合には，算定方法により一定期間の役務を給付の内容とする場合と異なり，個々の運航の終了後60日以内に支払期日を定めることになるので，1か月締切制度の場合には締切後30日以内に支払期日を定める必要があり，月末締め翌々月末払いは認められないことになる（月末締め翌月末払いまでは認められる。）。

Q46： 知的財産権が親事業者・下請事業者のどちらに発生するのか不明確だが，契約において親事業者に帰属することとしている。この場合も3条書面に記載する必要があるか。

A： 下請事業者に帰属する知的財産権を「給付の内容」に含んで親事業者に譲渡させるのであれば，3条書面に記載する必要がある。

Q47： 3条書面は様式を問わないので契約書を3条書面とすることも可能と聞いたが，契約締結まで日数を要する場合，どのくらいまでなら「直ちに」交付したとみなされるのか。

A： 「直ちに」とは「すぐに」という意味である。親事業者には，発注した場合「直ちに」書面を交付する義務があるので，契約締結までに日数を要するのであれば，発注後，直ちに，別の必要事項

を記載した書面を交付する必要がある。

Q48： 補充書面は、いつまでに交付する必要があるのか。

A： 当初書面に記載されなかった事項の内容が確定した後、「直ちに」交付する必要がある。

Q49： 長期継続的な役務取引の場合には、何十年も前に年間契約を締結し、その後1年ごとの自動更新としている場合があるが、3条書面を改めて交付する必要はないか。

A： 契約中、3条書面に記載すべき事項に変更がなければ、改めて交付する必要はないが、このような場合には、通常、契約上代金については別の書面で定めることとされていると考えられるので、この書面については代金改定時に随時交付する必要がある。

Q50： E D Iにより発注する場合、3条規則に定める事項のうち、システムの文字を入力・送信することが困難な場合があるので、記号（パターンコード）化可能なものは記号により通知することとしたいが、問題ないか。

A： 質問の場合、それぞれの事項においてそれぞれの記号が何を意味するのか（パターンコードの情報）をあらかじめ下請事業者に文書（又は電磁的方法）で通知しておけば、記号を使用することも可能である。

【違反行為事例】

緊急を要するため、親事業者が下請事業者に口頭（電話）で発注し、その後、発注書面を交付しない場合

親事業者が下請事業者に対して、発注単価をコンピュータに登録してこれを帳票に印字する方法で書面を作成しているが、新規部品の製造委託の発注時に、既に単価が決定しているにもかかわらずコンピュータには未登録のため、結果として書面に単価が表示されることなく発注する場合

親事業者が下請事業者に対して、電子メールで発注することについて下請事業者の事前の承諾を得ることなく、書面の交付に代えて電子メールで発注する場合

親事業者は下請事業者に対して運送を委託しているところ、下請代金の額は、下請事業者の1か月の運送実績に応じて定められることとなっており、下請事業者に委託した時点ではどれだけ運送するのか分からないので具体的金額を記載することができないとして、算定方法を記載することが可能であるにもかかわらず、当初書面に具体的金額も算定方法も記載せずに交付している場合

親事業者は下請事業者に対して、ユーザーから開発を請け負ったソフトウェアの一部のプログラムの作成を委託しているところ、委託した時点では、ユーザーの求める仕様が確定しておらず、正確な仕様を決定することができないため発注の内容及び下請代金の額を定めることができないことを理由として、これらが確定するまで、書面を一切交付しない場合

イ 支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める義務がある。

この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護する必要からこの規定が設けられた。

本法上の下請代金の支払期日は次のとおり

- (ア) 当事者間の取決めにより、下請事業者の物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60 日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- (イ) 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日
- (ウ) 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から起算して 60 日を超えて定めるときは、受領した日から起算して 60 日を経過した日の前日

ウ 書類の作成・保存義務（第 5 条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5 条書類）を作成し 2 年間保存する義務がある。

この規定が設けられたねらい

親事業者が、下請取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

具体的記載事項

下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）

製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日

下請事業者の給付の内容

下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）

下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）

下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い

下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由

下請代金の額（算定方法による記載も可）

下請代金の支払期日

下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由

支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段

下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日

原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法

下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額

遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まっ

た日を記載しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

電磁的記録の作成・保存

以上の項目を記録した電磁的記録を作成し、保存することが認められている（66ページ参照）。

書類の作成・保存義務についてのQ & A

Q51： 給付内容を変更した場合には5条書類に記録しなければならないが、情報成果物においては、親事業者と下請事業者が個々に打合せしながら給付内容を確定していく場合がある。この場合、どの程度の変更から記録しなければならないのか。

A： 個々の作業指示をすべて記載する必要はないが、少なくともそれにより下請事業者の下請代金の設定時には想定していないような新たな費用が発生する場合には、その旨記載し保存する必要がある。

エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者と下請事業者との間で自主的に遅延利息を約定することが困難であるとみられたので、下請事業者の利益を保護する必要からこの規定が設けられた。

支払遅延は法に違反する行為であり、遅延利息の支払は原状を回復するための救済措置である。遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいという趣旨ではない。

なお、遅延利息の年率14.6%は公正取引委員会規則（107ページ、資料5参照）で定められている。

(5) 親事業者の禁止事項

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の 11 項目の禁止事項が課せられている。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要である。

禁 止 事 項	概 要
ア 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
イ 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)	注文した物品等の受領を拒むこと
ウ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)	受け取った物を返品すること
エ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
オ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)	下請代金を受領後 60 日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
カ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
キ 購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
ク 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
ケ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第4条第2項第4号)	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること
コ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)	下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
サ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること

ア 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容 (又は役務の提供) に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」として本法違反になる。

この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、限度を超えた低価格を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するためである。

(注)「下請代金の減額」との区別

「買ったとき」は、親事業者が下請事業者に発注する時点で生ずるものであるのに対し、「下請代金の減額」は、いったん決定された下請代金の額を事後に減じるものである。

「通常支払われる対価」とは

(ア) 同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)について実際に行われている取引の価格(すなわち、市価のこと)をいう。

(イ) 市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)の従来からの取引価格をいう。

買ったときに該当するか否かは、次のような要素を勘案して総合的に判断される。

(ア) 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法

(イ) 差別的であるかどうかなど対価の決定内容

(ウ) 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況

(エ) 当該給付に必要な原材料等の価格動向

次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

(ア) 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積単価を少量の発注ししかない場合の単価として下請代金の額を定めること

(イ) 下請事業者に見積もりをさせた段階より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定めること

(ウ) 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること

(エ) 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること

(オ) 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること

(カ) 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること

(キ) 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること

買ったときの禁止についてのQ & A

Q52: 当社は、製品を国内にも海外にも販売しており、海外では国内よりも安い販売価格でないと売上げが伸びないため、海外向け製品に用いる部品を国内向け製品に用いる部品よりも低い単価で発注することとしたいが、問題となるか。

A: 海外向けに限らず、国内においても特定の販売先に対して安く販売するという理由で下請事業者が納入する同一の部品について、他の販売先向けの製品に用いる部品よりも著しく低い単価を定めるのであれば買ったときに該当し、本法第4条第1項第5号の規定に違反するおそれがある。

Q 53： 作業内容を下請事業者に提示し見積もりを出してもらい、それを基に価格を決定したいと思うが、見積書が提出された後に、作業内容が当初の予定を大幅に上回る事となった場合に、見積書を取り直さずに発注すると買いたたきとなるか。

A： 親事業者が下請代金の額を定める方法としては、見積り合わせ、話し合い、入札等があるが、その価格の取決めの際に親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げる、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めるなどの場合には、買いたたきに該当するおそれがある。

この質問の場合、下請事業者に見積もりをさせた段階より作業内容が増えたのにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を作業内容が増えた場合の下請代金の額として定めたと解釈され、そのままにしておくとおそれがある。したがって、下請事業者から申出のあるなしにかかわらず、再見積りを取り単価の見直しを行う必要がある。

Q 54： 当社の決算対策のため、発注単価を一律に引き下げても問題とならないか。

A： 個別の発注内容の違いを考慮することなく、すべての発注内容について一律に一定比率で引き下げた単価で発注を行った場合は、買いたたきとして本法上問題となるおそれがある。

Q 55： 指値で下請事業者に注文を出しても問題とならないか。

A： 親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきとして本法上問題となるおそれがある。

下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要である。

Q 56： 下請事業者に知的財産権が発生する情報成果物の作成を委託することを検討しているが、当該知的財産権の譲渡対価の設定が困難なため、知的財産権は譲渡させるが、その対価を含めない通常取引価格と同じ価格で発注した場合問題となるか。

A： 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めることは買いたたきに該当するものである。本件の場合、知的財産権の譲渡価格の設定が困難という理由で、一方的に情報成果物の価格に知的財産権の譲渡対価を含まないとする事は、買いたたきとして本法上問題となるおそれがある。

【違反行為事例】

大量に発注することを前提にした単価による少量の発注

電気機械器具製造業者Aは、産業用機械の部品の製造を下請事業者に委託している。

A社は、下請事業者に2,000個発注することを前提として下請代金の単価について交渉し合意したところ、実際には300個しか発注しなかったのに2,000個発注することを前提とした単価を適用した。

この行為は、多量の発注をすることを前提として下請事業者と交渉し下請事業者と合意した単価を、少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めたものであり、買いたたきに該当するおそれがある。

(A社は、2,000個の発注を前提として定めた単価を、300個しか発注しない場合の単価としないこととした。)

一律一定率の単価引下げ

配水機械部品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、従来の単価から一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めていた。

この行為は、一律に一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めたものであり、買ったときに該当するおそれがある。

(B社は、事前に下請事業者との間で十分に協議をして単価を決定することとした。)

親事業者の目標額を基準として一方的に定める買ったとき

道路貨物運送を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者と協議することなく、自社の目標額をもって下請代金の額を決定していた。

この行為は、親事業者の目標額を基準に一方的に単価を定めたものであり、買ったときに該当するおそれがある。

(C社は、事前に下請事業者との間で十分に協議をして単価を決定することとした。)

親事業者による一方的な単価の引下げ

大規模小売業者Dは、プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託している。

D社は、下請事業者に対する発注単価の決定に当たり、個々の下請事業者と十分協議することなく、一部の下請事業者と協議して決めた単価を、その他多数の下請事業者の単価として決定していた。

(D社は、個々の下請事業者と十分協議して発注単価を決めることとし、この旨社内に周知徹底を図った。)

短納期発注による買ったとき

自動車部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに下請代金の額を決定していた。

(E社は、短納期発注を行う場合には、下請事業者に発生する費用増も含めて、改めて下請事業者と協議して単価を決定することとした。)

【想定される違反行為事例】

親事業者による一方的な単価の引下げ等

a 親事業者が、荷主から前年比5%の運送料金の引下げ要請があったことを理由として、下請事業者と協議することなく、一方的に前年から5%引き下げた単価を定める場合

b 親事業者は、自ら作成・販売するゲームソフトを構成するプログラムの作成を、下請事業者に対して下請代金の額を定めずに委託したところ、当該プログラムの受領後に、下請事業者と十分に協議することなく、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合

親事業者の予算単価のみを基準とした単価引下げによる買ったとき

a 親事業者が、下請事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を下請事業者に送付し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に下請代金の額を定める場合

b 親事業者が、下請事業者との年間運送契約において荷物の積み下ろし作業は親事業者が行うものとしていたが、これを下請事業者が行うこととし、変更を通知したところ、下請事業者は、こうした作業を行うためには従来の運送料金では対応できないとして下請代金の改定を求める見積書を提出したにもかかわらず、一方的に親事業者の予算単価を基準として従来どおりに価格を据え置く場合
知的財産権の譲渡対価の買ったとき

親事業者が、制作を委託する放送番組について、下請事業者の著作権を親事業者に譲渡させることとし、その対価が下請代金に含まれているものの、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合

イ 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むと本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者に対して委託するものは、親事業者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、親事業者に受領を拒否されると他社への転売が不可能であり、下請事業者の利益が著しく損なわれるので、これを防止するためである。

受領拒否とは

指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。

また、次の行為も原則として受領拒否に含まれる。

- (ア) 発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないこと（発注の取消しは「不当な給付内容の変更」にも該当する。）
- (イ) 納期を延期して、給付の目的物を受領しないこと
- (ウ) 発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすること
- (エ) 取引の過程において、注文内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容のとおり作成したにもかかわらず、注文と異なることと

下請事業者の責に帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、受領を拒否することができるのは、次の場合に限定される。

- (ア) 注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- (イ) 指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。）

受領とは

下請事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取るという行為を指しており、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになる。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始した日が受領日となる。

情報成果物の作成委託においては、給付の目的物として作成された情報成果物を記録した媒体（例：CD ROM）を自己の占有下に置くこと、又は情報成果物を記録した媒体がない場合には当該情報成果物を自己の支配下に置くこと（例えば、親事業者のハードディスクに記録されること）が給付の受領となる。

受領拒否の禁止についてのQ & A

Q57： 納期前に納品された場合にどのように対処したらよいか。

A： 約束した納期前に納品されても親事業者には受け取る義務はなく、受取を拒んでも受領拒否とはならない。

下請事業者の要請に応じて納入された物品を受け取ることが望ましいが、その場合には、仮受領として納入された物品を納期まで保管し、注文書に記載された支払期日に下請代金を支払えばよい（仮受領とせず受領した場合には、受領した日から起算して60日以内に下請代金を支払わなければならない。）。

Q58： 下請事業者が、正式な発注に基づかず見込みで作成してしまった場合には、その受領を拒否しても問題ないか。

A： 発注していないものについて受領を拒否することは問題ない。ただし、発注書面を作成せず、口頭発注にて下請事業者に一定数量を作成させている場合には、書面の交付義務違反にとどまらず、受領拒否にも該当する。

Q59： 当社は、いわゆるジャスト・イン・タイム生産方式の採用に当たり、本法上問題とならないよう、下記のような方法を検討しているが、この他にどのような点に注意したらよいか。

[当社で採用を検討しているジャスト・イン・タイム生産方式]

ア 継続的な量産品であって、生産工程が平準化されているものについて、双方の合意の上で導入する。

イ 注文書は、事前に十分なリードタイムをとって交付する。この注文書には、一定期間内において具体的に納入する日と、納入日ごとの納入数量を明確に記載する。

ウ ジャスト・イン・タイム生産方式による納入指示カードは、イの注文書の納入日と納入日ごとの納入数量を微調整するために交付するものであるという考え方で運用する。

エ 納入回数及び1回当たりの納入数量を適正にし、かつ、無理な納入日（時間）の指示は行わないよう注意する。

オ ジャスト・イン・タイム生産方式の採用により輸送費等のコスト増が発生する場合には、下請代金について事前によく協議し、合意した上で実施する。

A： 貴社で採用を検討しているジャスト・イン・タイム生産方式においては、イの注文書が、一定期間内における生産・納入を委託する発注書面に当たり、ウの納入指示カードにより、その内容を変更していることとなる。

いわゆるジャスト・イン・タイム生産方式においては、上記ア～オの事項をすべて遵守することが必要となるほか、納入指示カードによる変更により、納入日が遅れたり、納入日ごとの納入数量が少なくなる場合には、それにより下請事業者に費用（保管費用、運送費用等の増加分）が発生した場合にそれを全額負担しなければ、受領拒否又は不当な給付内容の変更として問題になる。また、納入指示カードによる変更により、納入日が遅れ、支払時期の関係で下請代金の支払が1か月遅くなることが考えられるが、それが納入時期の微調整にとどまる場合（例えば、当該発注期間の最終納入予定日が、次期発注期間の最初の納入予定日又は当該納入予定日より早い時点に変更された場合）には、ジャスト・イン・タイム生産方式においてやむを得ないものとしてこれを認めている。

なお、製品仕様の変更等親事業者側の一方的都合による発注内容の変更若しくは発注の取消し又は生産の打切り等の場合には、下請事業者が既に完成している製品すべてを受領しなければ、受領

拒否として問題になり、仕掛品の作成費用や部品代を含む下請事業者に発生した費用を全額負担しなければ、不当な給付内容の変更として問題になる。

Q 60： 役務提供委託には受領拒否がないということだが、契約期間中に親事業者から「もういない」と言われても違反とならないのか。

A： 役務提供委託の場合は、下請事業者の給付を受領するという概念がないため、受領拒否には当たらないが、下請事業者が要した費用を負担せずに契約を打ち切るとは、「不当な給付内容の変更」に該当する。

【違反行為事例】

生産計画を変更したことによる受領拒否

電気機械器具製造業者 A は、計測器等の部品の製造を下請事業者に委託している。

A 社は、下請事業者が製造委託を受けた部品について既に完成させていたにもかかわらず、自社の生産計画を変更したことを理由として発注の一部を取り消し、下請事業者の給付を受領していなかった。

(A 社は、当該部品を受領するとともに、下請事業者の責任に帰すべき理由がないものについて、発注の取消しを行わないこととした。)

在庫調整を目的とした受領拒否

自動車部品製造業者 B は、自動車部品の加工を下請事業者に委託している。

B 社は、指定の納期に納品しようとした下請事業者に対して、売行き不振を理由として受領を拒否し、1~2 か月後に再納品させる方法を随時採ることにより、在庫の調整を行っている。

(B 社は、在庫調整のための納期延期を行わないこととした。)

他社から納品されたため不要になったことを理由とする受領拒否

鉄鋼製品製造業者 C は、鉄鋼製品の製造を下請事業者に委託している。

C 社は、鉄鋼製品を販売先に緊急に納入する必要があったことから、下請事業者 2 社に急いで製造するよう発注した。そのため、下請事業者 2 社は、割高の原材料を手当てして納期に間に合わせようとした。しかし、C 社は、1 社から早く納入されたため、他の 1 社に対して、不要になったとして発注を取り消した。

(C 社は、当該製品を受領するとともに、下請事業者の責任に帰すべき理由がないものについて、発注の取消しを行わないこととした。)

仕様変更等を理由とする受領拒否

建築物の設計等を下請事業者に委託している D 社は、あらかじめ指定した納期に下請事業者が納品しようとしたところ、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに、ユーザーからの仕様等の変更を理由として、給付を受領しなかった。

(D 社は、発注書面の納期どおりに下請事業者の給付を受領することとした。)

販売先の売行き不振を理由とした受領拒否

寝具等の製造を下請事業者に委託している E 社は、販売先の売行き不振を理由として、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに、納期を延期し、あらかじめ指定した納期に下請事業者の給付を受領していなかった。

(E 社は、発注書面の納期どおりに下請事業者の給付を受領することとした。)

【想定される違反行為事例】

放送番組における番組出演者の不祥事を理由とする受領拒否

親事業者が下請事業者に放送番組の制作を委託し、下請事業者は放送番組の作成を既に完了したとこ

る、親事業者が指定した番組出演者に係る不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組のVTRテープを受領しない場合

製造計画変更による受領拒否

親事業者（物品製造業者）が、下請事業者に対して設計図面の作成を委託したが、自社製品の製造計画が変更になったとして当該設計図面を受領しない場合

最終ユーザーの広告取りやめによる受領拒否

親事業者（広告会社）が、下請事業者に対して広告の制作を委託したが、広告主の意向により、テレビ放送を用いた広告を行うことを取りやめたため、既の下請事業者が制作したテレビCMのVTRテープを受領しない場合

ウ 返品禁止（第4条第1項第4号）

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

基本的には受領拒否の禁止規定と同じねらいであり、納入した物品等を返品されることは、受領拒否の場合と同様に下請事業者の利益が著しく損なわれるのでこれを防止するためである。

下請事業者の責に帰すべき理由

検査の結果、「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして返品することができるのは、次の場合に限られる。

(ア) 注文と異なる物品等が納入された場合

(イ) 汚損・き損等された物品等が納入された場合

なお、親事業者が、発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められない。

返品することのできる期間

(ア) 直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。

親事業者は、全数検査を行う場合、受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品（不良品）を速やかに返品することは認められるが、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。

また、親事業者は、ロット単位で抜取検査を行う場合、合格としたロットの中の不良品について返品することは認められない。ただし、継続的な下請取引が行われている場合において、発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されている場合であって、当該書面と発注書面との関連付けがなされているときに、遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までには、これを返品することが認められる。この場合、親事業者と下請事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買ったとき（本法第4条第1項第5号違反）に該当するおそれがある。また、

検査を行わないで返品したり，物品を受領後，当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは，違法な返品として本法違反となるので注意する必要がある。

(イ) 直ちに発見できない瑕疵の場合

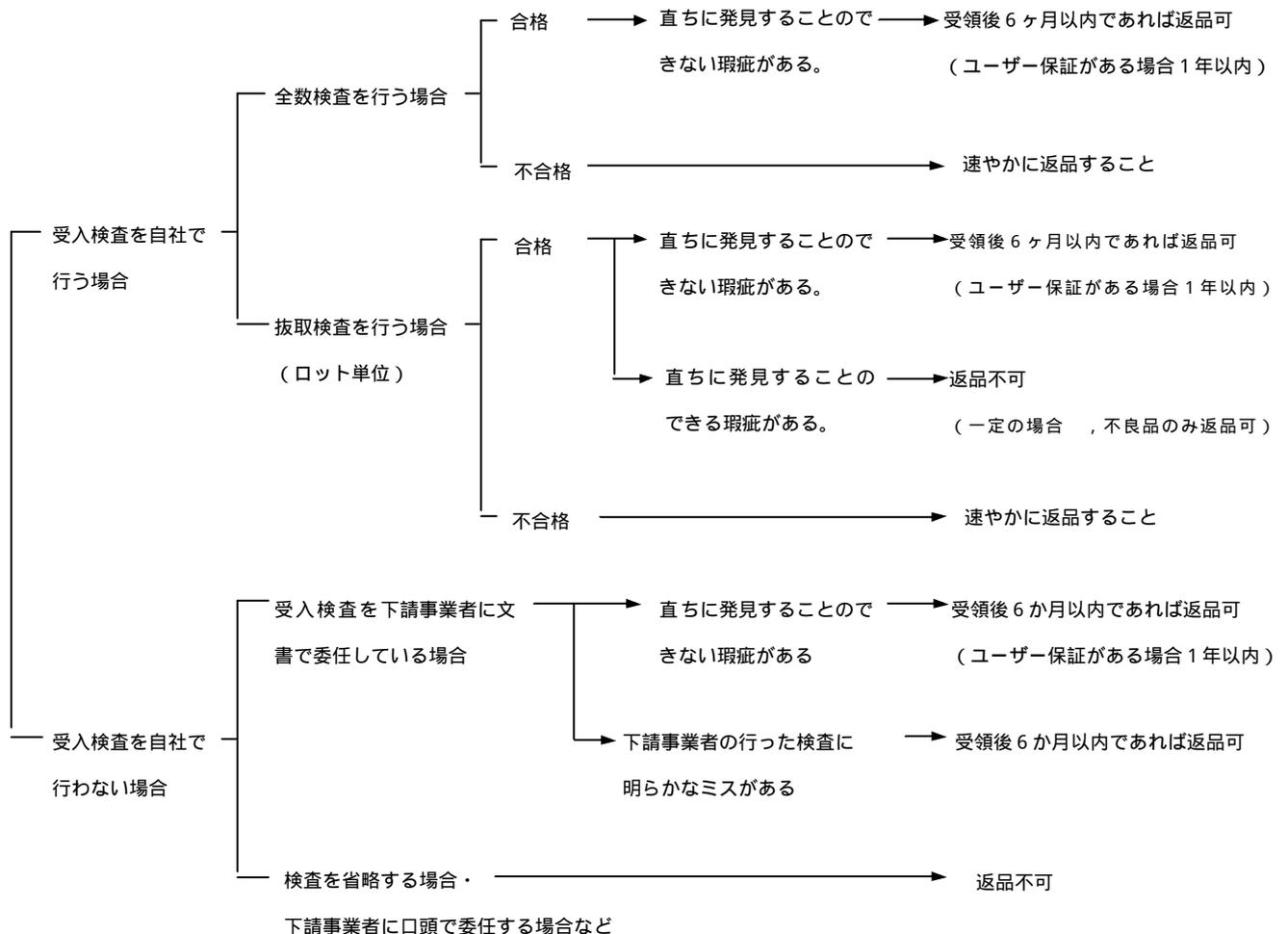
通常の検査で発見できない瑕疵で，ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については，その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は，当該物品等の受領後6か月以内の返品は問題ないが，6か月を超えた後に返品すると本法違反となる。

ただし，一般消費者に対して6か月を超えて品質保証期間を定めている場合には，その保証期間に応じて最長1年以内であれば親事業者は下請事業者に返品することができる。

「返品の禁止」と本法第4条第2項第4号（不当なやり直し）との関係

受領した物品等を返して，再び受け取らないことが「返品」に該当する。受領した物品等を一旦下請事業者に戻していても，それを修補させて再納入させたり，良品に交換させたりすることは「やり直し」に該当する。

検査方法と返品期間の関係



継続的な下請取引が行われている場合で，発注前にあらかじめ，直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されている場合であって，当該書面と発注書面との関連付けがなされているときに，遅くとも，物品を受領後，当該受領に係る最初の支払時まで

返品の禁止についてのQ & A

Q61: 下請事業者からの納入品が不良品であった場合、受領後6か月以内ならいつでも自由に返品できるのか。

A: 親事業者が受入検査を行い、いったん合格品として取り扱ったもののうち、直ちに発見することができない瑕疵があったものについては、受領後6か月以内であれば返品することができる。しかし、受入検査の結果、不良品とされたものは速やかに返品すべきで、返品せずそのまま放置しておけば6か月以内の返品でも本法違反となる。

また、親事業者が下請事業者に検査を文書で委任している場合、直ちに発見することのできない瑕疵や明らかな検査ミスのあるときは受領後6か月以内であれば返品を許される。

Q62: 抜取検査でロット合格したが、ユーザーに渡った時点で使用上重大な瑕疵が見つかったため、販売店を経由して返品されてきた。納入後1か月を経過しているが下請事業者に返品することはできるか。

A: 親事業者は、ロット単位で抜取検査を行う場合、合格としたロットの中の不良品について返品することは認められない。ただし、継続的な下請取引が行われている場合で、発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されている場合であって、当該書面と発注書面との関連付けがなされているときに、遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時までには返品することは認められている。この場合、親事業者と下請事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたき（本法第4条第1項第5号違反）に該当するおそれがある。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として本法違反となるので注意する必要がある。

直ちに発見できない瑕疵であった場合、受領後6か月（一般消費者に6か月を超える保証期間を定めている場合は最長1年）以内に限り返品することが認められている。

【違反行為事例】

受入検査を行わない場合に不良品が発見されたときの返品

衣服の製造を下請事業者に委託しているA社は、納入された衣服の受入検査を行っていないにもかかわらず、受領後に不良品を発見したとして返品をしていた。

（A社は、受入検査を行わずに受領したものについては、返品を行わないこととした。）

商品の入替え等により不要になったものの返品

衣料品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、一部の下請事業者に対し、自己の店舗における商品の入替えや顧客からのキャンセルを理由に、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに、下請事業者から受領した衣料品等を引き取らせていた。

（B社は、下請事業者の責任に帰すべき理由がないものについては、下請事業者の給付に係る物品を返品しないこととした。）

販売不振を理由とした返品

海産物加工食品の製造等を下請事業者に委託しているC社は、販売不振を理由として、下請事業者の

責任に帰すべき理由がないのに、賞味期限の切れた製品を下請事業者に引き取らせていた。

(C社は、下請事業者の給付に係る物品を下請事業者に返品しないこととした。)

エ 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となる。

減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また発注後いつの時点で減額しても本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

決定された契約内容を契約どおり実行することは取引の基本である。下請取引の場合でも、下請代金の額が決定され、契約した後に減額が行われると直接的に下請事業者の利益を損なうことになるので、これを防止するためである。

下請代金

本法では、「下請代金」とは、親事業者が製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合に「下請事業者の給付(役務提供委託をした場合には役務の提供。)に対し支払うべき代金をいう」と規定している。下請代金には、消費税・地方消費税額も含まれる。

下請事業者の責に帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減じることができるのは、具体的には、次の場合に限定される。

- (ア) 下請事業者の責任に帰すべき理由(瑕疵の存在、納期遅れ等)があるとして、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき。
- (イ) 下請事業者の責任に帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき
- (ウ) 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき

なお、下請事業者の責任に帰すべき理由があり、下請代金の支払前(受領後60日以内)に返品する場合には、下請代金を支払わなくてもよい(下請事業者の責任に帰すべき理由があるとして、返品できる場合については37ページ参照)。

親事業者の経営が苦しいことを理由として下請代金の減額を行うことが許されないのはもちろんのことであるが、このほかにも、親事業者が下請代金の速やかな支払等を条件として値引きを要求するようなことも、下請代金の減額に当たる。また、下請事業者と下請代金の減額を行うことについてあらかじめ約束ができていたというような場合でも、その特約を理由にして下請代金の減額を行うことは許されない。

ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金

ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金(例えば、親事業者が、下請事業者に対し、一定期間内に、一定数量を超えた発注を達成した場合に、下請事業者が親事業者に対して支払う割戻金)であって、あらかじめ、当該割戻金の内容が取引条件として合意・書面化されており、当該書面における記載と発注書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意され、かつ、発注書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には下請代金の減額として問題とならない。

下請代金の減額の禁止についてのQ & A

Q63: 下請代金の支払として手形を交付しているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払うことがよくある。この場合、金利引きと称して手形割引料相当分を減額してもよいか。

A: 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に親事業者の短期調達金利相当額を超えて減額すれば、その超過分は下請代金の減額として本法違反となる。

なお、一時的にではなく常に現金で支払うという場合には、支払手段を現金払いとして発注書面を交付する必要があるが、この場合において、発注書面に記載した下請代金の額から割引料相当額を差し引くことは下請代金の減額として本法違反となるので、これに見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要がある。

Q64: 「ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金」とはどのようなものか。

A: 「ボリュームディスカウント等合理的な理由に基づく割戻金」として考えられるのは、現在のところ、ボリュームディスカウントのみであり、親事業者が、下請事業者に対し、一定期間内に、一定数量を超えた発注を達成した場合に、下請事業者が親事業者に支払う割戻金のことである。

ボリュームディスカウントに当たるかどうかの判断に当たっては、割戻金支払の対象となる期間、発注数量、割戻金の水準等について考慮する必要があるが、これまでの発注実績に比べて多く発注することで、下請事業者に相応の利益が生じるものである必要がある。例えば、直近6か月で10,000個の発注を行っていた場合に、割戻金支払の対象となる期間を1年とし、その間の発注数量を15,000個に設定する場合などはボリュームディスカウントと認められない。

Q65: 下請代金の支払に際し端数が生じた場合、当該端数を四捨五入の方法によって処理しても問題はないか。

A: 支払時点において、円未満を四捨五入することは問題ない。

支払うべき下請代金の額に円未満の端数があつた場合、これを切り捨てて支払ったとしても、下請代金の額を減ずる行為とはみなされない。例えば、下請代金の額が1,008,005円80銭だった場合、下請代金の額を1,008,005円とすることは問題ない。ただし、1,008,000円とするなど1円以上の単位で切り捨てる場合は、下請代金の額を減ずる行為となる。

Q66: 当社は、毎年上期(4月~9月)及び下期(10月~3月)の2回単価改定を行い、各期首に提供される役務から適用しているが、下請事業者との単価改定交渉が長引き、各期の半ばくらいの時点で合意することがある。下請事業者とは各期首に提供される役務から新単価を適用するという合意が成立しており、期首から適用しても問題はないか

A: 新単価が適用できるのは親事業者と下請事業者との協議により単価改定が行われた時点以降に発注する分からである。したがって、この場合は合意日前に既に発注した分に新単価を適用するわけであるから、下請代金の減額(遡及適用)となる。各期首から新単価を適用するのであれば、各期首に提供される役務が発注される時点までに新単価を決定しておくことが必要となる。新単価適用時期について下請事業者と合意が成立していることは下請代金の減額を正当化する理由とはならない。

Q67： 単価改定を行う場合、遡及適用に関してどのような点に気を付ければよいか。

A： 単価の引下げについて合意した日（合意日）と新単価の適用を開始することとした日（単価改定日）が異なる場合には、合意したからといって単価改定日より前の発注について新単価を適用すると、下請代金の減額に該当する。また、合意日から新単価を適用することとしている場合においても、下請事業者から見積書が出されただけでは合意したことにならず、単価改定について双方が合意した日が合意日となる。

なお、月納入分から新単価を適用するというような交渉は、交渉が長引くことにより遡及適用となるおそれがあることから、月発注分からの交渉を行うことが望ましい。

Q68： 下請事業者の了解を得た上で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請代金の額から差し引いて支払うことは認められるか。

A： 発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。

Q69： 下請事業者の給付に瑕疵等があり、下請代金の支払前（受領後 60 日以内）に返品する場合には、下請代金を支払わなくてよいか。また、下請代金の支払後に返品した場合には、下請代金相当額を返却するよう求めてよいか。

A： 下請事業者の責任に帰すべき理由があり返品が認められる場合（37 ページ参照）には、ともに本法違反とはならない。

【違反行為事例】

新単価の遡及適用による減額

清掃等のビルメンテナンス業務を下請事業者に委託している A 社は、単価引下げの合意が得られた下請事業者に対し、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価をさかのぼって適用し、下請事業者を支払うべき下請代金から従来の単価と新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

（ A 社は、単価の引下げを行った場合には、単価改定日以降の発注分から新単価を適用することとした。）

金利引きによる減額

自動車の修理を下請事業者に委託している B 社は、下請代金の額が一定金額以上の場合、原則として手形払にしているが、現金での支払を希望する下請事業者に対し、自社の短期調達金利相当額を超える額を割引手数料として下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

（ B 社は、一時的に現金払の希望があった下請事業者に対して、B 社の短期調達金利を超えない金利相当額の範囲内で差し引いて支払うこととした。）

「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて支払うことによる減額

繊維製品の加工等を下請事業者に委託している C 社は、「歩引き」と称し、下請代金から一定率を乗じて得た金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

（ C 社は、「歩引き」として下請代金から減額していた行為を中止した。）

原材料価格の下落を理由とした減額

一般機械器具製造業者Dは、半製品の製造を下請事業者に委託している。

D社は、下請事業者に対し、発注後下請事業者の使用する原材料の市場価格が下落したことから、下落分を値引きするよう要請し、一定額を下請代金から減じて支払っていた。

(D社は、減額した額を下請事業者に返還した。)

取引先からの代金の減額を理由とした減額

テレビコマーシャルの制作等を下請事業者に委託しているE社は、取引先からの代金の減額を理由として、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

(E社は、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに下請代金を減額する行為を中止した。)

【想定される違反行為事例】

協力金の徴収による減額

親事業者が、下請事業者との間で年間の役務提供契約を締結しているところ、年度末に、年間の一定の期間についてその期間は契約の対象外であったことにする旨の通知を行い、季節協力金という名目で下請代金から差し引く場合

一定額の代金支払を算定方法による代金支払に変更することによる減額

親事業者が、一定期間に運ぶ荷物の量にかかわらず一定額の代金を支払う契約を運送事業者と結んでいるところ、運ぶべき荷物が減少したため、実際の支払については荷物の量に応じた方式に基づいて算定することとし、当初の下請代金の額を下回る額を支払う場合

無理な納期指定による減額

親事業者が、下請事業者に対してプログラムの作成を委託しているところ、作業の途中で当初指示した仕様の変更を申し入れ、下請事業者は、プログラマーの都合がつかないことを理由に断ったが、親事業者は一方的に仕様を変更し、下請事業者は残業してこの変更に対応しようとしたが納期に間に合わず、親事業者が納期遅れを理由として下請代金から減額を行う場合

運送中の荷物が毀損したことを理由に下請代金から毀損額を上回る一定額を差し引くことによる減額

親事業者が、自ら請け負った運送を下請事業者に再委託し、運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補償を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、代金から毀損額を上回る一定額を差し引いている場合

親事業者の都合による減額

新商品の総合的な販売促進業務を請け負った親事業者が、下請事業者に対してポスターに使用するデザインの作成を委託したが、親事業者が他の事業者に委託した他の販売促進にかかる経費に予定よりも多く出費したため、予算が無いことを理由として下請代金の減額を行う場合

オ 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)

親事業者は物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。

支払期日は受領日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)を起算日として計算されるので、

検査・検収に要する日数にかかわらず、支払期日を過ぎて未払となっている場合は支払遅延となる。

この規定が設けられたねらい

納入した物品等（提供した役務）の下請代金を支払期日までに支払ってもらえないと、下請事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど下請事業者の経営の安定が損なわれるので、これを防止するためである。

支払遅延

親事業者は、給付を受領した日から 60 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めなければならない、その定めた支払期日に下請代金を支払わなければならない。「支払期日の経過後なお支払わないこと」は支払遅延として禁止されている。

支払遅延となる行為は、「支払期日」の内容によって次の 3 つに分けられる。

- (ア) 親事業者と下請事業者との間で支払期日が給付の受領日から 60 日以内に定められている場合は、その定められた支払期日までに支払わないとき
- (イ) 当事者間で支払期日が給付の受領日から 60 日を超えて定められている場合は、受領日から 60 日までに支払わないとき（この場合、本法に定める範囲を超えて支払期日が設定されており、それ自体に問題がある。）
- (ウ) 当事者間で支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき

なお、支払遅延が生じた場合、親事業者は下請事業者に対し、受領後 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、年率 14.6%（107 ページ、資料 5 参照）の遅延利息を支払う義務がある。

支払制度

下請代金を毎月の特定日に支払うこととされている場合の具体的支払方法には、納品締切制度と検収締切制度の 2 通りがある。

下請代金の支払については、上記いずれの支払制度を採用している場合でも、下請事業者の給付の受領後 60 日以内に支払わなければならないものであるが、継続的な取引の実態としては、例えば、毎月末までの給付の下請代金を翌月末に支払うこと（月末締の翌月末払）となっていることがあるので、本法の運用に当たり、「受領後 60 日以内」の規定は「受領後 2 か月以内」として換算している。その運用は、このような 1 か月締切制度を採っている場合は、締切後 30 日（1 か月）以内に支払わなければならないということである。

なお、検収締切制度においては、検収に相当日数を要する場合があるが、納品から 60 日以内に下請代金を支払う必要があるので、支払期日の設定には注意が必要である。

やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

下請事業者の給付に瑕疵があるなど、下請事業者の責任に帰すべき理由があり、下請代金の支払前（受領後 60 日以内）にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる（下請事業者の責任に帰すべき理由があるとして、やり直しをさせることができる場合については 57 ページ参照）。

情報成果物作成委託における支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために注文品を一時的に親事業者の支配下に置く場合がある。このとき、注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかではない場合であって、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者の支配下に置いた注文品の内容が一定の水準を満たしていることを確認した時

点で受領とすることを合意している場合には、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしない。ただし、発注書面に記載した納期日に親事業者の支配下であれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期日を受領日とする。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められないので注意が必要である。

役務提供委託における支払期日の起算日

(ア) 役務提供委託では、原則として、下請事業者が提供する個々の役務が提供された日が支払期日の起算日である。1つの役務が提供されるのに日数を要する場合は、役務提供が終了した日に当該役務が提供されたこととなる。

(イ) しかしながら、役務提供委託においては、一定期間の役務提供を給付の内容とすることがあるので、それが個々の役務が連続して提供される役務の場合には、次の要件を満たせば、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとする。

下請代金の支払いは、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が発注書面に明記されていること

発注書面に、当該期間の下請代金の額（算定方法も可）が明記されていること

下請事業者が連続して提供する役務が同種であること

したがって、この場合には、締切後60日（2か月）以内に下請代金を支払わなくてはならない。

なお、個々の役務が連続して提供される期間が1か月未満の役務提供委託の場合には、当該期間の末日に役務が提供されたものとする。

金融機関の休業日

下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たってしまうことがある。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど順延する期間が2日以内である場合であって、親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されている場合には、結果として受領から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われても問題はない。なお、順延後の支払期日が受領から60日（2か月）以内となる場合には、下請事業者との間であらかじめその旨合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えても問題はない。

支払遅延の禁止についてのQ & A

Q 70： 下請事業者から当月納入分を翌月納入分として扱ってほしいと頼まれ、下請代金も翌月納入されたものとみなして支払ったところ、60日を超える支払遅延であるとの指摘を受けたが納得できない。

A： 本法の適用については、下請事業者との合意は問題とならない。下請事業者との合意の有無に係らず、下請代金は支払期日までに支払わなければならない。

Q 71： 当社は、常に一定の在庫を確保しておくため、下請事業者に対し、一定の在庫水準が常に保たれるように納入させ、このうち毎月当社が使用した分について、翌月末に支払っているが問題はないか。

A： このような方式（「コック方式」とか「使用高払方式」と呼ばれている。）の下では、下請事業者は、注文書が交付されなくても、あるいは、納期が特定されていなくても、一定の在庫水準が常に保たれるように納入しなければならないので、必然的に親事業者の書面の交付義務違反（書面の

不交付，交付遅れ，記載事項の不備）や支払遅延が発生するおそれが強い。

したがって，このような方式は，基本的には本法上認められない。

Q72： 当社では，下請取引は商社を経由して取引を行っているが（商社が行うのは事務手続の代行のみで，製造委託等の内容には全く関与していない。），下請代金は，支払期日までに商社に対して支払えばよいか。

A： 商社が本法の資本金区分を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが，製造委託等の内容（製品仕様，下請事業者の選定，下請代金の額の決定等）に全く関与せず，事務手続の代行（注文書の取次ぎ，下請代金の請求，支払等）を行っているにすぎないような場合，その商社は本法上の親事業者又は下請事業者とはならず，発注者が親事業者，外注取引先が下請事業者となる。したがって，下請代金が支払期日までに下請事業者を支払われていなければ，貴社が支払遅延となるので，商社を経由して下請代金を支払う場合は，あらかじめ商社から下請事業者について下請代金が支払われるのか確認し，支払期日までに下請代金を支払うように商社との間で事前に取決めを行っておく必要がある。

Q73： 自動車メーカーが部品メーカーに新規部品を発注するに際し，当該部品の製造に必要な金型の発注は，部品メーカーが金型メーカーに対し独自に行い，かかった費用については自動車メーカーが購入する部品代金に上乗せすることは本法上問題となるか。

また，自動車メーカーが金型の所有権を持つ場合にはどうか。

A： 部品の製造のみを委託したのであれば，金型費用分を製造コストの一部として部品代金に上乗せして払うことは問題ない。

しかし，自動車メーカーが金型の所有権を持つ場合には，自動車メーカーが部品メーカーに対し金型の製造委託をしたことになるので，金型についても受領後 60 日以内に下請代金を全額支払う必要があり，金型代金を部品代金に上乗せして支払うことは支払遅延に該当する可能性が高い。

Q74： 金型の製造委託においては，下請事業者が作成した金型を親事業者が占有しない場合があり，親事業者が納入（受領）の時点を確認できないことから，金型そのものではなく，最初の試打ち品の受領をもって金型の受領とみなすことは可能か。

A： 金型の製造委託において，親事業者に占有が移転することを前提とする金型については，原則どおり金型の受渡しが受領である。また，親事業者（完成品メーカー）が金型を占有しない場合であっても，下請事業者（金型メーカー）から親事業者以外の事業者（部品メーカー）に納入される場合には，親事業者が発注書面により金型の「受領場所」を部品メーカーと指示しているのであり，当該金型が部品メーカーに納入された時点が受領となる。

しかし，下請事業者（部品メーカー）が製造した（又は金型メーカーに再委託して受領した）金型が他に納入されず，下請事業者の元に留まる場合には，親事業者が金型をいつ受領したのかが明確でないので，あらかじめ親事業者と下請事業者との間で，当該金型を使用した最初の試打ち品を受領した時点で金型を受領したこととすることを合意している場合には，当該時点を金型の受領日とみなすことが認められる。この場合，発注書面には，金型そのものではなく試打ち品を納入すべきことを明記し，当該試打ち品の「納期」及び「受領場所」を記載する必要がある。

Q75： 情報成果物作成委託においては，3条書面上の納期日より前であれば，親事業者が委託した情報成果物を支配下に置いて，一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したとすること

を認めるとのことだが、検査終了後に受領することを認める趣旨と理解してよいか。

A： 情報成果物の場合、外見だけでは委託内容の確認ができないことから、情報成果物の作成の過程で、親事業者が一時的に成果物を支配下に置いて、その内容を確認することを認めたものであって、検査終了後に受領することを認める趣旨ではない。

Q76： 情報成果物作成委託において、受領前に、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認したい場合には、下請事業者に対し、3条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を持って来るよう指示する必要があるが、本法上問題ないか。

A： あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を一時的に支配下においても直ちに受領したことにはならないとされていることから、当該確認を行うために、下請事業者に対し、3条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を一時的に持って来るよう依頼することは問題ない。

なお、この場合、情報成果物を一時的に持って来るべきことまで3条書面に明記する必要はない。

Q77： 受領後に情報成果物の検査をする場合に、検査期間が60日を超える場合があるが、検査終了後に問題がないことを確認した上で下請代金を支払うこととして問題ないか。

A： 本法上、検査するかどうかにかかわらず、情報成果物の受領後60日以内に定めた支払期日までに支払う必要がある。なお、Q76のように、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したこととすることを下請事業者と事前に合意している場合には、確認した時点（当該情報成果物が3条書面に記載した納期日に親事業者の支配下にあり、内容の確認が終了していない場合には3条書面上の納期日）が支払期日の起算日となる。

Q78： プログラムの作成委託において、給付の内容を確認するため、プログラムの納品に併せて下請業者に最低限の証拠資料（単体テスト結果報告書等）を提出させることとし、プログラムの納品時に証拠資料の提出がない場合には、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしたいがよいか。

A： あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においたプログラムが一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意しており、プログラムの納品に併せて当該確認を行うための証拠資料の提出を求めている場合において、証拠資料の提出が遅れた場合に、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしても問題はない（ただし、発注書面に記載した納期日にプログラムが親事業者の支配下にある場合には、内容の確認が終了していても発注書面上の納期日が支払期日の起算日となる。）。なお、この場合には、委託した給付の内容に証拠資料の提出を含むこととし、発注書面にその旨記載して発注するとともに、証拠資料の作成の対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

Q79： 受領した情報成果物に、下請事業者の責任による瑕疵等が発見され、やり直しが必要な場合にも、当初の受領日から60日以内に支払う必要があるのか。

A： 支払期日が到来する前に瑕疵等が発見され、やり直しをさせる場合は、当初の受領日から60日以内に下請代金を支払う必要はない。この場合、やり直し後の情報成果物の受領日が支払期日の起算日となる。

Q80: 携帯電話の待受け画面の画像や携帯電話で提供するコンテンツの作成委託については、使用回数に応じて代金を払うこととしており、受領後 60 日以内に代金を支払う慣行となっていないが、本法上問題となるか。

A: 受領後 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要があるため、支払遅延として本法違反となる。このようなコンテンツの代金は、コンテンツの作成に係る対価と著作権等の知的財産権に係るロイヤルティの 2 つで構成されていると考えられるので、本法を遵守するためには、例えば、コンテンツの作成に関する費用を下請代金として受領後 60 日以内に支払うこととし、事後にアクセス数や使用回数に応じてロイヤルティを支払う方法とすることが考えられる。

Q81: 役務取引はすぐに現金払いされることが多いのに、本法の対象となることにより、役務を提供した後 60 日後の支払とされたり、手形払いとされるなど支払条件の悪化が懸念される。このようなことは、本法上どのように考えられるのか。

A: 親事業者が本法の適用を契機として、一方的に支払条件を悪化させることは、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとともに、本法上も、支払条件の悪化を見込んだ対価を下請事業者と十分な協議の上で設定しなければ、買ったときに該当するおそれがある。

Q82: 運送委託において、下請事業者からの配達報告が届いた時点を「役務を提供した日」としてよいか。

A: 「役務を提供した日」とは、当該役務が完了した日であり、報告書の届いた日ではない。

Q83: 期間を定めて運送業務を委託する場合において、月末締めで代金を支払うこととしているが、月末時点で運送が完了していないもの（例えば、31 日に出発して翌月 1 日に到着する運送）については、翌月末締切分に含めて構わないか。

A: 役務の場合は、個々の役務が完了した日が支払期日の起算日となることから、当該ケースの場合は翌月末締切分に含めて構わない。

【違反行為事例】

支払制度の不備による支払遅延

ソフトウェアの作成を下請事業者に委託している A 社は、下請代金の支払において、毎月末日検収締切、翌々月 25 日支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を経過して下請代金を支払っていた。

(A 社は、下請事業者の給付を受領してから 60 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこととし、支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。)

手形払から現金払に変更することによって生じた支払遅延

音楽、映像ソフトの製造等を下請事業者に委託している B 社は、毎月末日納品締切、翌月 16 日現金又は手形支払の支払制度を採っていたところ、手形払に係る経費の削減等を図るため、下請代金を手形の満期相当日（90 日後）に現金で支払う方法に変更したことから、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

(B 社は、下請事業者の給付を受領してから 60 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこととし、支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。)

検収遅れ等による支払遅延

電気機械器具製造業者Cは、部品・製品の組立・加工を下請事業者に委託している。

C社は、毎月末日納品締切、翌月末日支払とする支払制度を採っていたが、検査完了をもって納品があったものとみなし、当月末日までに納品されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納品があったものとして計上していたため、一部の下請代金の支払が、下請事業者の給付を受領してから60日を経過していた。

(C社は、当月末日までに納品されたものについては検査完了の有無にかかわらず当月納品分として計上するとともに、支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。)

使用高払方式による支払遅延

精密機械器具製造業者Dは、電極材料の製造を下請事業者に委託している。

D社は、一部の材料について、緊急時の受注に対処できるようにするため、常に一定量を納入させこれを倉庫に保管し、同社が使用した分についてのみ支払の対象とする使用高払方式を採っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。

(D社は、使用高払方式による支払を行わないこととし、支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。)

事務処理遅れによる支払遅延

電気機械器具製造業者Eは、合成樹脂の成形加工等を下請事業者に委託している。

E社は、下請代金の支払制度を毎月20日納品締切、翌月20日支払としているが、締切日間近に納品されたものの事務処理が20日過ぎになることがあり、この場合、翌月の締切対象とされ下請代金が翌々月20日に支払われていたため、一部の下請代金の支払が遅延していた。

(E社は、事務処理遅れによる支払遅延が生じないように社内体制を整備するとともに、支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。)

納期前納入品を受領していたことによる支払遅延

電気通信機器製造業者Fは、プリント基板等の製造を下請事業者に委託している。

F社は、下請取引に当たり、毎月末日納品締切、翌月20日支払の支払制度を採っているが、下請事業者から指定納期の属する月より前に納品があった場合にはその時点で受領しているにもかかわらず、当該物品に係る買掛金を指定納期の属する月に計上していた。このため、指定納期の属する月より前に納品された分について支払遅延が生じていた。

(F社は、指定納期前に納品された物品については仮受領にする等、社内体制の整備を図るとともに、60日を超えて支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。)

親事業者が資本金を増資したことから生じた支払遅延

鉄鋼製品製造業者Gは、鉄鋼製品の製造を下請事業者に委託している。

G社は、資本金が9000万円であったときは資本金1000万円以下の下請事業者に対しては毎月末日納品締切、翌月末日支払という支払制度を採っており、その他の取引先には毎月末日納品締切、翌々月10日支払の支払制度を採っていたところ、資本金を4億円に増資したにもかかわらず、下請事業者の範囲について見直しを行っていなかった。このため、資本金が1000万円を超え3億円以下の下請事業者に対する下請代金について支払遅延が生じていた。

(G社は、資本金が1000万円を超え3億円以下の下請事業者に対する支払制度を改めることとし、支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。)

請求書が提出されないこと等を理由とした支払遅延

商品のデザイン等の作成を下請事業者に委託しているH社は、一部の下請事業者に対し、毎月末日納

品締切，翌月末日支払の支払制度を採っているところ，伝票処理の遅れや下請事業者からの請求書の提出遅れを理由に，下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

（H社は，下請事業者の請求書の提出の有無にかかわらず下請代金を支払制度どおりに支払うこととし，支払が遅延していた下請代金の遅延利息を支払った。）

【想定される違反行為事例】

放送日を支払起算日とすることによる支払遅延

親事業者が，放送番組の制作を下請事業者に委託し，放送日を起算日とする支払制度を採っているところ，放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日との間隔が開くことにより，納入後 60 日を超えて支払が行われる場合

使用高払方式による支払遅延

親事業者が，毎月 1 本ずつ放送される放送番組の作成を下請事業者に委託しているところ，下請事業者から数回分まとめて納入され，それを受領したにもかかわらず，放送された放送番組に対して下請代金の額を支払う制度を採用していたため，一部についての支払が納入後 60 日を超える場合

検収遅れによる支払遅延

親事業者は，下請事業者にプログラムの作成を委託し，検収後支払を行う制度を採用しているところ，納入されたプログラムの検査に 3 か月を要したため，支払が納入後 60 日を超える場合

ユーザーからの代金未払を理由とした支払遅延

親事業者が，下請事業者に対してユーザー向けソフトウェアの開発を委託しているが，ユーザーからの入金が遅れていることを理由として，下請事業者に対して，あらかじめ定めた支払期日に下請代金を支払わない場合

カ 割引困難な手形の交付の禁止（第 4 条第 2 項第 2 号）

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合，一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

下請代金が銀行等の一般の金融機関において割引を受けることが困難な手形で支払われることにより，下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

一般の金融機関

「一般の金融機関」とは，銀行，信用金庫，信用組合，商工組合中央金庫等の預貯金の受入れと資金の融通を併せて業とする者をいい，貸金業者は含まれない。

割引困難な手形

「割引を受けることが困難であると認められる手形」を一律に定義することは難しいが，一般的に言えば，その業界の商慣行，親事業者と下請事業者との取引関係，その時の金融情勢等を総合的に勘案して，ほぼ妥当と認められる手形期間（現在の運用では繊維業は 90 日，その他の業種は 120 日）を超える長期の手形と解される（128 ページ，資料 8 参照）。

長期手形の交付についての Q & A

Q84： 手形期間が 120 日を超える手形は割引困難な手形であるとのことだが，その理由・経緯は何か。

また、どのような措置が採られるのか。

A： 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和 41 年以降、支払手形の手形期間を繊維製品に係る下請取引においては 90 日以内、その他の下請取引については 120 日以内にするように指導してきた。

現在では、上記手形期間以内の手形を交付することが商慣習になっており、公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、本法第 4 条第 2 項第 2 号の規定（割引困難な手形の交付の禁止）に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて上記期間内に改善するよう指導している。

【違反行為事例】

道路貨物運送を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日を超える手形を交付していた。

（ A 社は、手形期間を 120 日以内に短縮することとした。 ）

衣料品の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、手形期間が 90 日を超える手形を交付していた。

（ B 社は、繊維製品の下請取引においては手形期間を 90 日以内に短縮することとした。 ）

キ 購入・利用強制の禁止（第 4 条第 1 項第 6 号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせると購入・利用強制となり、本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

本号は、正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定した物（役務）を下請事業者に強制して購入させることを禁止するものであり、親事業者が自社商品やサービス等を下請事業者に押し付け販売することを防止するためである。

対象

改正前の本法では、購入強制が提供となるのは、「物」の購入強制に限られていたが、役務の利用強制が加わり、自社が指定する保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスの利用を強制した場合にも本法第 4 条第 1 号第 6 号違反となることとなった。

自社が指定する物又は役務であるから、自社の商品のみではなく自社以外の商品の購入を強制した場合も含まれる。例えば、自社製品の販売先である特約店、卸売店等にある自社商品、自社の取引先の商品、子会社・関係会社の商品なども含まれる。

強制

自己の指定する「物」又は「役務」を「強制して購入・利用させる」ことが禁止されているのであるから、「強制して」ではなく任意に購入を依頼する場合は本号に該当しないが、下請取引においては、親事業者が任意に購入を依頼したと思っても下請事業者にとっては、事実上、その依頼を拒否できない場合もあり得るので、実質的に下請事業者が購入を余儀なくされたか否かが判断の基準となる。

次のような方法で下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

(ア) 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入・利用を要請する

こと

- (イ) 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること
- (ウ) 下請事業者に対して、応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること
- (エ) 下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること
- (オ) 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること

購入・利用強制の禁止についてのQ & A

Q85： 当社（広告会社）は、このたび、自社が企画したイベントチケットの販売促進を図ることとし、外注担当者を含めて全社員に販売目標数を定めて販売していたところ、1次下請事業者の取引先である2次下請事業者から当該イベントチケットを買わされたとの苦情を受けた。当社としては、どのような点に気を付ければよかったのか。

A： 親事業者が下請事業者に対し物品等を販売する場合、外注担当者などの取引に影響を及ぼす者が購入を要請することは、事実上、下請事業者に対し購入を余儀なくさせることとなるので、購入・利用強制として本法上問題とされるおそれがある。

したがって、今後、外注担当者等を通じて販売しないようにすべきであり、とりわけ販売目標数（ノルマ）を定めること等は問題を生じやすいので留意する必要がある。

Q86： 放送局が放送番組の作成を委託するに当たり、放送局が自らのアナウンサーを起用するよう指示することは、購入・利用強制に当たらないか。

A： 貴社が放送番組の作成を委託するに当たり、放送番組の質を確保するために、有償で自らのアナウンサーを起用させたり、自らのスタジオを使用させることは、購入・利用強制には該当しない。ただし、このことが発注時には明確にされておらず、この費用を負担しない（又は対価に反映しない）場合には、不当な給付内容の変更（又は買いたたき）に該当するおそれがある。

【違反行為事例】

取引先の製品の購入先の紹介要請

輸送用機械器具製造業者Aは、自動車の部品のプレス加工を下請事業者に委託している。

A社は、購買担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの製品の購入先を紹介するよう下請事業者に要請したため、下請事業者の中には購入先を紹介することができず、自ら自動車を購入することを余儀なくされた者もあった。

（A社は、購買担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者を通じて、下請事業者に対して、得意先である自動車メーカーの製品の購入を要請しないこととした。）

親事業者の指定する物の購入要請・役務の利用要請

a 食料品の加工を下請事業者に委託しているB社は、自社製品の売上げを増やすため、外注担当者を通じ下請事業者に対して当該製品の購入を要請していた。

（B社は、下請取引に影響を及ぼす外注担当者等を通じて自己が指定する物品の購入を要請しないこととした。）

b 番組の制作を下請事業者に委託しているC社は、自社が開催する有料イベントの売上を増やすため、下請事業者に対して当該イベントの入場チケットの購入を要請していた。

（C社は、下請取引に影響を及ぼす外注担当者等を通じて自己が指定する物品の購入要請を行わない

こととした。)

- c 自動車の修理を下請事業者に委託しているD社は、外注担当者を通じ下請事業者に対して自社が取り扱っている損害保険の利用を要請していた。

(D社は、下請取引に影響を及ぼす外注担当者等を通じて自己が指定する役務の利用要請を行わないこととした。)

【想定される違反行為事例】

取引先の製品の購入先の紹介要請

広告会社である親事業者は、購買担当者を通じて、自社の取引先の映画チケットの購入先を紹介するよう下請事業者に要請したところ、下請事業者は購入先を紹介することができず、自ら映画チケットを購入することを余儀なくされる場合

自社の関係会社・親会社の商品の購入要請

- a 親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットの購入を数百枚単位であらかじめ下請事業者ごとに枚数を定めて割り振り、下請事業者に購入させる場合
- b 家庭用電気製品製造・販売事業者の物流子会社である親事業者が、下請事業者である運送事業者に対して毎年末にノルマを定めて当該家庭用電気製品製造・販売事業者の取扱商品の購入を要請し、今後の契約を懸念した下請事業者に当該商品を購入させる場合

親事業者の指定する役務の利用の協力要請

- a 親事業者は、物品の製造委託をする際に、3条書面に代えて、インターネットのウェブサイトを利用した方法としたところ、下請事業者に対して、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事業者と契約しなければ、今後、製造委託をしない旨を示唆し、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させる場合
- b 親事業者は、下請事業者に対し、自ら指定するリース会社から工作機械のリース契約を締結するよう要請したところ、下請事業者は既に同等の性能の工作機械を保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、再三要請し、リース会社とのリース契約を締結させる場合
- c 親事業者が、船舶貸渡契約を結んでいる貸渡業者に対して自社に出資している保険会社が扱っている船舶保険への加入を要請したところ、貸渡業者は既に別の保険会社の船舶保険に加入しているため、断りたいにもかかわらず、度々要請し、貸渡業者に親事業者の薦める保険に加入させる場合
- d 広告会社である親事業者が、下請事業者である広告制作会社に年始の名刺広告への参加を要請したのに対して、下請事業者は名刺広告の効果を把握するために参加したが、効果が乏しく、翌年以降は参加しない旨を親事業者に伝えていたにもかかわらず、翌年から年末になると参加を前提として申込書を送付し、再三参加を要請することにより、当該名刺広告に参加することを余儀なくさせる場合

ク 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

正当な理由がないのに、下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

金銭、役務その他経済上の利益

「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含む。

下請事業者の利益を不当に害する

下請事業者が、「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、提供しない場合に比べて直接の利益になるものとして、自由な意思により提供する場合には「下請事業者の利益を不当に害する」ものではない。しかし、下請事業者が「経済上の利益」を提供することが、下請事業者にとって直接の利益となる（提供することによる利益が不利益を上回る）ことを親事業者が明確にしない場合（虚偽の数字を示して提供させる場合も含む。）には、「下請事業者の利益を不当に害する」ものとして問題となる。

次のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

(ア) 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること

(イ) 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること

(ウ) 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること

(エ) 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること

知的財産権の譲渡における本法第4条第1項第5号（買ったたきの禁止）の規定との関係

情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合があるが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させることは、本号の対象となる。

なお、下請事業者の給付の内容に下請事業者に発生した知的財産権を含むこととし、発注書面に明確に記載した場合においても、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めることは買ったたきとして問題となるおそれがある（31ページ参照）。

不当な経済上の利益の提供要請の禁止についてのQ & A

Q87: 年末セールの販売活動の手伝いとして、下請事業者から無償で人員を派遣してもらうことを考えている。当該セールでは下請事業者の製品も販売するため、下請事業者にとっても利益があるものとするが、これは本法上の問題があるか。

A: 下請事業者の金銭・労働力の提供が下請事業者の直接の利益につながることを根拠を明確にしないで提供を要請することは、本号に該当するおそれがある。よって、例えば、下請事業者が本件セールに手伝いとして人員を派遣することでどれだけの利益が見込めるか、合理的根拠を示して明らかにし、それが派遣することによって発生する不利益を上回ることを明確に示して、下請事業者の

同意を得て人員を派遣させれば、不当な経済上の利益の提供要請には該当しないが、そうでなければ本法違反のおそれがある。

Q88: あらかじめ知的財産権を親事業者に譲渡させることを通知し、情報成果物に係る知的財産権の譲渡対価が含まれるような下請代金の額を見積もってもらい、下請事業者の見積額で発注する場合には、買ったとき又は不当な経済上の利益の提供要請には該当しないと考えてよいか。

A: 該当しない。この場合、3条書面には、知的財産権を譲渡する旨記載する必要がある。

Q89: デザインの作成委託において、当初の発注内容は下請事業者に複数のデザインを提出させ、その中から1つを採用し親事業者に知的財産権を譲渡させるというものであったが、納品後、採用デザインだけではなく不採用デザインの知的財産権も譲渡させることとしたいがよいか。

A: 当初の発注内容にない不採用デザインの譲渡を下請事業者は無償で要求することは、本号に該当するおそれがある。この場合、親事業者と下請事業者は双方よく話し合いの上、不採用デザインの知的財産権に係る譲渡対価を決定する必要がある。

Q90: 金型の発注に当たり、製造の過程で下請事業者が作成した金型の図面を無償で提供させることは本号の対象となるのか。

A: 金型の製造委託を行った際に、発注書面上の給付の内容に金型の図面が含まれていないにもかかわらず、金型の納入に併せて当該図面を納品するよう要請した場合には本号の適用を受けることとなる。

金型と併せてその図面を提供させたいという場合には、別途対価を支払って買い取るか、又はあらかじめ発注内容には金型の図面を含むことを明らかにし、当該図面を含んだ対価を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

【違反行為事例】

親事業者による協賛金等の要請

自動車の修理を下請事業者に委託しているA社は、自社の催事に対する協賛金の提供を下請事業者に要請していた。

(A社は、下請事業者が負担する必要のない協賛金等の提供要請を行わないこととした。)

親事業者が指定する刊行物への広告掲載の要請

広告物の運送等を下請事業者に委託しているB社は、刊行物を制作する取引先からの依頼を受け、下請事業者に対して取引先が発行する刊行物への広告掲載を要請していた。

(B社は、下請事業者が負担する必要のない金銭、役務その他の経済上の利益の提供要請を行わないこととした。)

【想定される違反行為事例】

親事業者の決算対策のための協賛金要請

親事業者が、年度末の決算対策として、下請事業者に対して協賛金の提供を要請し、親事業者の指定した銀行口座に振込を行わせる場合

発注内容にない労務提供

a 親事業者が、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又は親事業者の負担であるとされているに

もかかわらず，下請事業者である船舶貸渡業者にその一部を手伝わせる場合

- b 親事業者が，自らが貨物自動車運送事業の免許を有し，顧客から商品の配送を請け負っている大規模小売事業者であるところ，荷物の配送を委託している下請事業者に対して，店舗の営業の手伝いのために従業員の派遣を行わせる場合
- c ソフトウェアの作成を下請事業者に委託している親事業者が，下請事業者の従業員を親事業者の事業所に常駐させ，実際には当該下請事業者への発注とは無関係の事務を行わせている場合
発注内容にない設計図等の譲渡
 - a 親事業者が，下請事業者に金型の製造を委託しているところ，外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから，下請事業者が作成した金型の図面，加工データ等を外国の事業者に渡して，当該金型を製造させるため，下請事業者が作成した図面，加工データ等を，対価を支払わず，提出させる場合
 - b 親事業者が，下請事業者にデザイン画の作成を委託し，下請事業者はCADシステムで作成したデザイン画を提出したが，後日，委託内容にないデザインの電磁的データについても，対価を支払わず，提出させる場合

ケ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

親事業者が下請事業者に責任がないのに，発注の取消若しくは発注内容の変更を行い，又は受領後にやり直しをさせることにより，下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者に対して，費用を負担せずに発注の取消しや発注内容の変更を行い，又はやり直しをさせることは，下請事業者に当初の発注内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり，それにより下請事業者の利益が損なわれるので，これを防止するためである。

「給付内容の変更」「やり直し」とは

「給付内容の変更」とは，給付の受領前に，発注書面に記載されている委託内容を変更し，当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。発注の取消（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当する。また，「やり直し」とは，給付の受領後に，給付に関して追加的な作業を行わせることである。こうした給付内容の変更ややり直しによって，下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり，あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に，親事業者がその費用を負担しないことは，下請事業者の利益を不当に害することとなるものである。

「給付内容の変更」又は「やり直し」のために必要な費用を親事業者が負担するなどにより，下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には，不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

また，次の行為も原則として「給付内容の変更」又は「やり直し」に含まれる。

- (ア) 下請事業者の給付の受領前に，下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず，下請事業者に継続して作業を行わせ，その後，給付の内容が委託内容と異なること
- (イ) 取引の過程において，委託内容について下請事業者が提案し，確認を求めたところ，親事業者が了承したので，下請事業者が当該内容に基づき，製造等を行ったにもかかわらず，給付内容が委託内容と異なること
- (ウ) 発注後に，恣意的に検査基準を変更し，従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすること

下請事業者の責に帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして，親事業者が費用を全く負担することなく，下請事

業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、次の場合に限定される。

(ア) 下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合

(イ) 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が注文とは異なる又は給付に瑕疵等があることが、発注書面に照らして合理的に判断されるので内容を変更させる場合

(ウ) 発注書面に照らして、注文と異なるもの又は瑕疵等があるものが給付されたのでやり直しをさせる場合

やり直しをさせることのできる期間

(ア) 直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかにやり直させる必要がある。

(イ) 直ちに発見できない瑕疵の場合

通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は、当該物品等の受領後1年以内のやり直しは問題ないが、1年を超えた後にやり直させると本法違反となる。

ただし、親事業者がユーザー等に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めているのであれば、当該期間内のやり直しは問題ない。

本法第4条第1項第4号（返品禁止）の規定と「やり直し」との関係

受領した物品等を返して、再び受け取らないことが「返品」に該当する。受領した物品等を一旦下請事業者に戻していても、それを修補させて再納入させたり、良品に交換させたりすることは「やり直し」に該当する。

情報成果物作成委託における「給付内容の変更」「やり直し」

放送番組等の情報成果物作成委託において、下請事業者が作成した情報成果物が親事業者の注文を満たしているかどうかは、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を明確に発注書面に記載することが不可能な場合がある。このような場合において、親事業者が、給付の受領の前後を問わず、発注書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付が注文と異なる又は注文した水準に至っていないとし、やり直させたり追加の作業をさせることは、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、本法違反とならない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、本法違反となる。

なお、この場合においても、以下に該当する場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付が注文と異なる又は注文した水準に至っていないことを理由としてやり直し等を要請することは認められない。

(ア) 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付が注文と異なる又は注文した水準に至っていないとする場合

(イ) 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がそのとおりに作成したにもかかわらず、給付が注文と異なる又は注文した水準に達していないとする場合

(ウ) 発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とする場合

(エ) 下請事業者の給付が注文と異なる又は注文した水準に至っていないことを直ちに発見できない場合に、給付の受領後1年を経過した場合（ただし、親事業者がユーザー等に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合を除く。）

「書面の交付」と「取引記録の保存」

取引の過程で、発注書面に記載されている委託内容を変更し又は明確化した場合には、親事業者は、これらの内容を記載した書面を下請事業者に交付する必要があり、法第5条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類の一部として保存する必要がある。

また、情報成果物作成委託において、事前に委託内容を充足する条件を明確に発注書面に記載することが不可能な場合に、発注書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付が注文と異なる又は注文した水準に至っていないとし、やり直させたり追加の作業をさせた場合には、親事業者は、これらの内容を記載した書類を保存する必要がある。

不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止についてのQ & A

Q91: 情報成果物作成委託においては、下請事業者が納期を守らないことがよくある。この場合、発注内容を変更しなければ下請事業者が不利益を受けることがあり得るので、下請事業者との合意の上で納期を変更することは違反とはならないと考えてよいか。

A: 下請事業者の要請により給付内容を変更することは、不当な給付内容の変更には該当しない。

Q92: 下請事業者との契約に当たり3年の瑕疵担保期間を契約しているが、当社のユーザーに対する瑕疵担保期間は1年である。この場合、本法上問題となるか。

A: ユーザーに対する瑕疵担保期間が1年を超えない場合は、下請事業者の給付に瑕疵がある場合に親事業者が費用を負担せずにやり直しを求めることができるのは受領後1年までである。下請事業者との間でそれ以上に長い瑕疵担保契約を締結することは直ちに問題となるものではないが、契約の定めにかかわらず1年を超えてやり直しをさせることは本法違反となる。

Q93: 当社では、情報成果物の作成を委託するに当たり、給付を充足する条件を明確に書面に記載することが不可能なため、下請事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している。この場合においても、3条書面に記載していない事項について、費用を負担しなければやり直しさせることが認められないのか。

A: 当初から下請事業者と十分な協議の上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の想定範囲内でやり直しをさせることは問題ないが、それを理由に3条書面に記載されていない事項について無制限にやり直しができるものではないので、下請代金の額の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担する必要がある。

Q94: 親事業者が発注を取り消す際には、下請事業者が当該発注に使用するために要した費用を全額負担する必要があるとのことだが、例えば、下請事業者が当該発注に使用するために機器と人員を手配している場合に、下請事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担すれば問題ないと理解してよいか。

A: 親事業者が結果として下請事業者が負担することとなった費用をすべて負担すれば、不当な給付内容の変更には該当しない。

Q95： 最終ユーザーへの保証期間が10年であれば、受領から10年後にやり直しを要求することも認められるのか。

A： 最終ユーザーへの保証期間が10年であり、下請事業者との間でも事前に受領から10年の瑕疵担保期間を定めているのであれば、その期間内に下請事業者の給付に瑕疵があることが判明した場合に、費用を負担せずにやり直しを要求しても違法ではない。

【違反行為事例】

取引先からの発注内容の変更による不当な給付内容の変更

貨物の運送等を下請事業者に委託しているA社は、取引先からの発注内容の変更を理由として、下請事業者に対する発注内容を変更したが、下請事業者が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担していなかった。

(A社は、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに発注内容の変更を行う場合は、発注内容の変更に伴う費用を全額負担することとした。)

需要予測の見込み違いによる不当な給付内容の変更

広告物の制作等を下請事業者に委託しているB社は、販売予測の見込み違いを理由に発注内容の変更を行ったが、下請事業者が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担していなかった。

(B社は、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに発注内容の変更を行う場合は、発注内容の変更に伴う費用を全額負担することとした。)

【想定される違反行為事例】

発注取消による不当な給付内容の変更

a 親事業者が、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受けて下請事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、部品の発注の一部を取り消す場合

b 親事業者が、下請事業者に清掃を委託し、下請事業者は清掃に必要な清掃機器及び人員を手配したところ、親事業者が発注を取り消し、下請事業者が要した費用を負担しない場合

親事業者・最終ユーザーの担当者の確認後に納品されたものの不当なやり直し

a 親事業者が、テレビ番組の制作を委託していた下請事業者に対して、いったん親事業者のプロデューサーの審査を受けて受領された番組について、これの試写を見た親事業者の役員の意見により、下請事業者に撮り直しをさせたにもかかわらず、撮り直しに要した下請事業者の費用を負担しない場合

b 親事業者が、定期的に放送されるテレビCMの作成を下請事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビCMを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、親事業者は、下請事業者に対して、いったん広告主の担当者まで了解を得て納入されたテレビCMについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しない場合

親事業者の仕様変更による不当な給付内容の変更

親事業者が、既に一定の仕様を示して下請事業者にソフトウェアの開発を委託していたが、最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様に変更されたとして途中で仕様を変更し、このため下請事業者が当初の指示に基づいて行っていた作業が無駄になったが、当初の仕様に基づいて行われた作業は仕様変更後に納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しない場合

親事業者の指示不明確による不当な給付内容の変更

親事業者が、下請事業者に対してソフトウェアの開発を委託したが、仕様についてはユーザーを交えた打合せ会で決めることとしていたが、決められた内容については書面で確認することをせず、下請事業者から確認を求められても明確な指示を行わなかったため、下請事業者は自分の判断に基づいて作業を行い納入をしようとしたところ、決められた仕様と異なるとして下請事業者に対して無償でやり直しを求める場合

検査基準の変更によるやり直し

親事業者が下請事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、下請事業者は無償でやり直しを求める場合

親事業者の担当者変更による不当な給付内容の変更

親事業者が下請事業者に対してデザインの作成を委託したところ、親事業者の担当者が人事異動により交代し、新しい担当者の指示により委託内容が変更され追加の作業が発生したが、それに要した追加費用を親事業者が負担しない場合

コ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）

親事業者が、下請事業者が親事業者の本法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の本法違反行為を申告できるようにすることをねらいにしている。

サ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除（相殺）すると本法違反となる。

この規定が設けられたねらい

親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、支払遅延の場合と同様、下請事業者の受け取るべき下請代金の額が減少し、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するためである。

本法第4条第1項第6号（購入強制の禁止）の規定との関係

本号は、親事業者が原材料等を「自己から購入させた場合」に適用がある。すなわち、下請事業者が製造委託又は修理委託を受けた場合、納入すべき物品に必要な原材料等を親事業者から購入したときに本号の問題が生じるのであり、自己以外の者から購入させた場合には本号は適用されない。

なお、本法第4条第1項第6号（購入強制の禁止）の規定は、自己から購入させた場合及び自己以外の者から購入させた場合のいずれについても適用される。

下請事業者の責に帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」としては、次のような場合などが考えられる。

(ア) 下請事業者が支給された原材料等をき損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合

(イ) 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合

(ウ) 支給された原材料等を他に転売した場合

原材料等を有償で支給する場合、早期決済にならないようにするためには、有償支給原材料等を使って製造（又は修理）し、納入される物品の下請代金の支払制度や検査期間、下請事業者の加工期間を考慮して、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくことが大切である。

控除

「控除」とは、下請代金の支払に当たり原材料等の対価を差し引くことのほか、原材料等の対価に充当することとして、支払期日に下請代金を全く支払わないことも含む。現実には、支払期日の到来している下請代金と相殺することにより控除する場合がほとんどであろうが、本号の目的は、事実上、支払期日に下請代金を支払わない行為を規制しようとするものであるから、相殺という民事法上の用語ではなく、控除という広い意味を指す用語が用いられている。

有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止についての Q & A

Q96： 有償支給原材料の支払代金の決済については、下請代金との相殺によらず、別途支払わせる方法でもよいか。

A： 別途支払わせる方法でもよいが、支給した有償支給原材料の代金を、これを用いて製造した製品の下請代金よりも早く支払わせてはならない。

Q97： 下請事業者の希望により親事業者が下請事業者に代わって原材料等を調達したときには、直ちに決済してもよいか。ただし、この調達分には下請事業者が独自に使用する分も含まれている。

A： 下請事業者の希望により下請事業者に代わって親事業者が原材料等を調達した場合であっても、下請事業者の給付に必要な分については早期決済は禁止される。

なお、下請事業者が独自に使用する分は下請取引と関係がないので、その分については本法は適用されない。

【違反行為事例】

加工期間を考慮しない決済方法を採用したことによる有償支給原材料の早期決済

ヒューム管等の製造を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者の有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除するなど、当該原材料を使用した物品に係る下請代金の支払期日より早い時期に下請代金から当該原材料の対価を控除していた。

（ A 社は、下請事業者の有償で支給する原材料の代金を、当該原材料を用いて製造される物品の下請代金の支払日より早い時期に決済しないこととした。）

(6) 立入検査・改善勧告・罰則等（第6条，7条，9条～12条）

ア 報告・立入検査

(7) 公正取引委員会

公正取引委員会は親事業者・下請事業者の双方に対し，下請取引に関する報告をさせ，立入検査を行うことができる。

(1) 中小企業庁

中小企業庁も親事業者・下請事業者の双方に対し，下請取引に関する報告をさせ，立入検査を行うことができる。

(ウ) 当該下請取引に係る事業の所管官庁

親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する官庁（例：運送・・・国土交通省，テレビ放送・・・総務省）も，中小企業庁等の調査に協力するため，所管事業を営む親事業者・下請事業者の双方に対し，下請取引に関する報告をさせ，立入検査を行うことができる。

イ 改善勧告等

公正取引委員会は，違反親事業者に対して勧告等の行政指導を行う。勧告した場合は原則として事業者名，違反事実の概要，勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁は，違反親事業者に対して，行政指導を行うとともに，公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

ウ 罰則

次のような場合は，行為者（担当者）個人が罰せられるほか，会社も罰せられることになる（50万円以下の罰金）。

(7) 書面の交付義務違反

(1) 書類の作成及び保存義務違反

(ウ) 報告徴収に対する報告拒否，虚偽報告

(I) 立入検査の拒否，妨害，忌避